

# 長野県ESCO事業導入促進研究会報告書

～エネルギーマネジメント手法を含む中小規模施設の省エネルギー化の促進～

平成 29 年 3 月

長野県環境部環境エネルギー課

## 目次

はじめに	1
第1 研究会の概要	2
1 本研究会の概要	2
2 ESCO 事業の概要	3
3 長野県における ESCO 事業の導入状況等	7
第2 ESCO 事業の導入促進等の検討	9
1 導入促進のための課題	9
(1) 事業者からの積極的な省エネ提案について	9
(2) ESCO 事業の前提となる省エネ提案の費用について	15
(3) 省エネの検証方法の簡素化について	16
(4) 省エネの保証について	17
(5) ESCO サービス終了後の設備運転管理方法と エネルギー使用量の把握方法について	18
(6) その他	18
2 事業者の育成	20
(1) 育成の方法について	20
(2) その他	21
3 今後について	22
第3 ESCO 事業実施における事務手続き	23
1 事業実施に当たっての流れ	23
2 事業スケジュールと手続き	29
資料編	
資料1 長野県 ESCO 事業導入促進研究会開催要綱・委員名簿	30
資料2 開催の経緯	32
資料3 長野県 ESCO 事業提案募集要項（ひな形）	33

はじめに

国際社会における地球温暖化対策では、昨年 11 月にパリ協定が発効し、我が国も批准をした。今世紀末までの気温上昇を 2 度未満に抑え、1.5 度以内に抑えるために世界各国が足並みを揃えて取り組んでいる。これは温室効果ガスの発生を実質的に 0（ゼロ）にする世界の枠組みを変更する取組であり、脱炭素化を目指すものである。

長野県では、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 の規定による地方公共団体実行計画（区域施策編）である「長野県環境エネルギー戦略」において、短期的には 2020（平成 32）年度までに県内の温室効果ガス総排出量を 1990（平成 2）年度比 10%削減する目標を掲げて取り組んでいる。

また、県機関においては、同法の規定に基づき、平成 28 年 2 月に地方公共団体実行計画（事務事業編）である温室効果ガス削減のための「第 5 次長野県職員率先実行計画」を策定しており、戦略の削減目標、政府の目標及びこれまでの取組実績を勘案した上で、自らの事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を 2009（平成 21）年度比 17%以上の削減（13,281 t-CO<sub>2</sub> 以上の削減）を目指して取り組むこととしている。

具体的には、削減目標の達成に必要な最大の取組として施設・設備の省エネルギー化の推進を位置付けており、ESCO 事業の推進を挙げている。

ESCO 事業は、省エネの専門事業者が中心となり、設計・工事・維持管理の全てのプロセスを一貫して実施し、継続的な省エネ・省コストを目指す事業方式であるため、効果の測定や保証が行われない一般的な省エネ改修に比べて大きな省エネ効果を享受できる手法である。

有効な手法である ESCO 事業であるが、国をはじめ地方公共団体における導入は、エネルギーを大量に使用する比較的規模の大きな施設や積極的に導入している一部の地方公共団体を除き進んでいるとは言えず、長野県機関における導入実績も 2 件に止まっており、導入の促進が必要である。

そこで、県有施設をはじめ県内に多い中小規模施設への ESCO 事業を導入促進するための具体的方策等について研究・検討を行い、県内施設の省エネルギー化を図っていく。

## 第1 研究会の概要

### 1 本研究会の概要

#### (1) 研究会の目的

県有施設等の省エネルギー化を推進し県内の温室効果ガス総排出量を削減するため、県内における ESCO 事業の導入を促進するための具体的方策等について研究・検討を行う。

#### (2) 県内ESCO事業の現状と課題

ESCO 事業をさらに県有施設に広く導入するためには、大都市圏と本県では施設規模や ESCO 事業者の有無等状況が異なることから、建築物の構造や気候など本県の事情を踏まえるとともに、これを実践する ESCO 事業者の参入を促していく必要がある。

また、大都市圏とは異なる本県の事情を踏まえた検討をするには、ESCO 事業に関する最新の情報や本県における建築物の特徴などについて、有識者等を交えた研究が必要である。ESCO 事業は、省エネ効果に係る計測、検証など多くの労力、時間、ノウハウが必要であることから、計測、検証項目の簡素化等について関係する事業者も交えて検討することが重要であり、加えて、ESCO 事業の導入を促進するために事業者の育成も不可欠である。

#### (3) 検討内容

研究会の検討内容は、次のとおりとする。

- ・ 県有施設等への ESCO 事業の導入促進
- ・ 県内における ESCO 事業者の育成
- ・ その他

なお、対象とする施設は、県有施設や市町村有施設をはじめとする公共施設のほか民間施設も含めて検討する。また、県内にある施設の多くが中小規模施設であることから、ESCO 事業に限らずエネルギーマネジメント支援サービスの導入など施設設備の省エネ化について幅広く検討することとし、これらについて研究会における出席者の意見や情報提供などを報告書としてまとめ、県内施設への導入に繋げる。

ESCO 事業の導入促進を通じて、県内の温室効果ガス総排出量の削減につなげるとともに、エネルギー使用量の減少によるコスト削減等により、地域経済の活性化を図る。

#### (4) 研究会開催状況 平成28年度内に3回開催

#### (5) 研究会メンバー

研究会のメンバーは、学識経験者、ESCO 業界団体、ESCO 事業者、建設事業者、空調事業者、エネルギー事業者、市町村等により構成する。

## 2 ESCO 事業の概要

### (1) ESCO事業の定義

ESCO (Energy Service Company) 事業とは、省エネルギーを企業活動として行う事業であり、省エネルギーに関する包括的なサービス（省エネルギー診断・設備機器等の整備・省エネルギー効果の検証・設備機器等の維持管理等）を提供する事業である。ESCO事業の仕組みは、図 1-1 のとおり。

ESCO事業を行う者（以下「ESCO事業者」）は省エネルギー量を保証し、省エネルギーによって削減された光熱費分で、顧客の利益、ESCO事業者の経費（運転管理に要する経費・報酬等）、設備導入に係る返済をまかなう。ESCO事業の実施中、契約値以上に省エネルギーが達成された場合はボーナスとして顧客とESCO事業者で折半等をし、反対に省エネルギー量が契約値に達しなかった場合はESCO事業者がペナルティーを支払うことになる。ただし、個別の契約事例によって詳細は異なる。ESCO期間の終了後は、省エネルギーで得られた光熱費削減分はすべて顧客の利益となる。

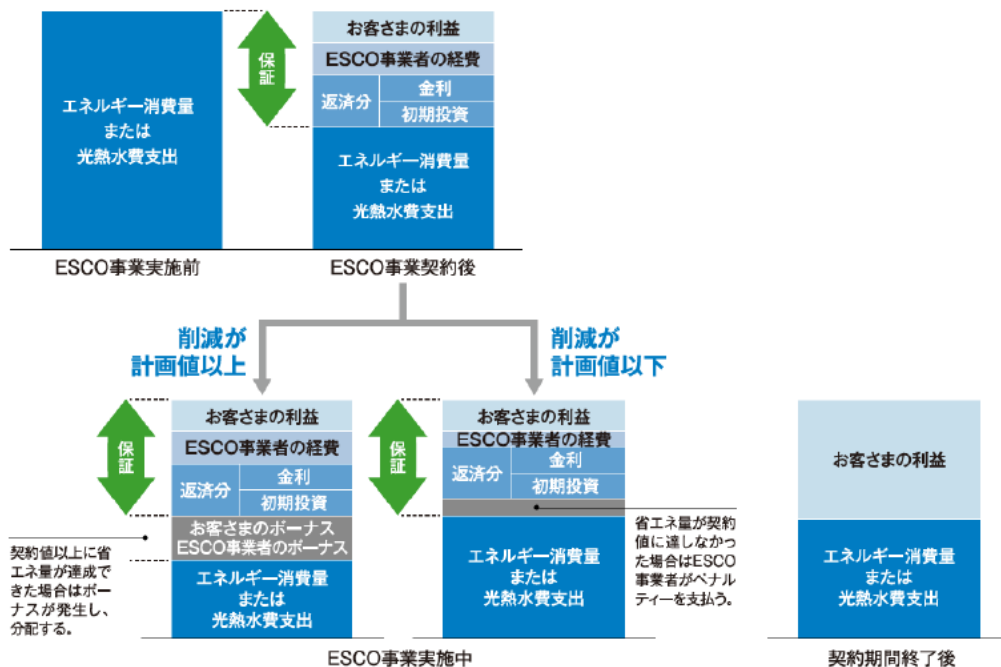


図 1-1 ESCO事業の仕組み

(出典:(一社)ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会資料より作成)

ESCO事業者と顧客は、図 1-2 のとおり、省エネルギー効果を保証するためにパフォーマンス契約（出来高契約）を締結する。顧客は、ESCO事業者が提供する包括的なサービスに対する対価をサービス料として支払う。

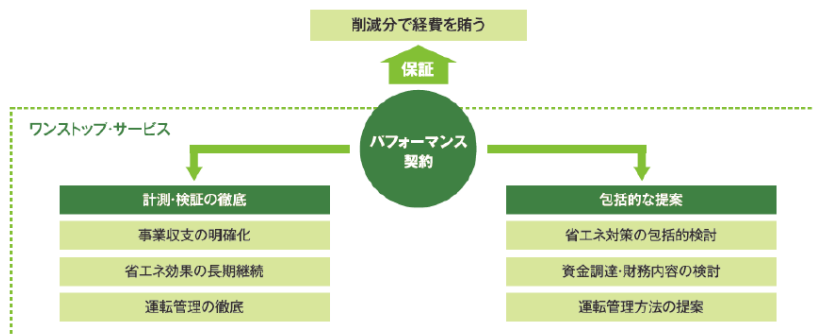


図 1-1 ESCO事業者と顧客の関係

(出典:(一社)ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会資料より作成)

(2) ESCO事業の契約方式

ESCO事業には、以下の2つの契約方式がある。図1-3にそれぞれの特徴を示す。

ア 民間資金活用型ESCO事業（シェアード・セイビングス契約）

ESCO事業者がESCO事業に係る資金を調達し、顧客（施設管理者）は省エネルギー改善により実現する節減額から一定割合をサービス料としてESCO事業者を支払う。ESCO事業者はこのサービス料から設備導入費用を回収する。この契約形態では、ESCO事業者が設備購入に関する資金調達を行うため、顧客は金融上のリスクを負わずに省エネルギーを行うことが可能となる。

イ 自己資金型ESCO事業（ギャランティード・セイビングス契約）

顧客（施設管理者）がESCO事業に係る経費を調達し、ESCO事業者は省エネルギー改善により実現する節減額を保証する。顧客は設備導入に関する初期投資を必要とするが、省エネルギー設備は自己資産となる。



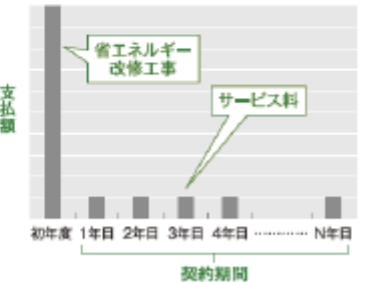
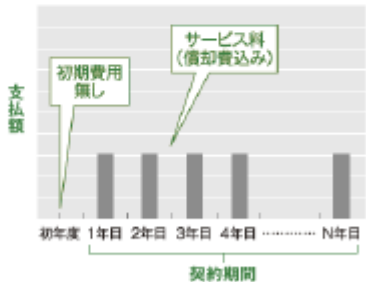
No.	項目	契約方式	ギャランティード・セイビングス契約	シェアード・セイビングス契約
1	資金フロー			
2	省エネルギー改修工事の資金調達者		顧客	ESCO事業者
3	省エネルギー設備の所有者		顧客 (リースの場合・金融機関)	ESCO事業者 (リースの場合・金融機関)
4	ESCOサービス料の支払い		省エネルギー効果(光熱水費の削減分)の中から一定額または一定の割合を支払う。	
5	契約期間終了後の利益の分配		省エネルギー効果(光熱水費の削減分)はすべて顧客の取り分となる。	
6	キャッシュフロー			
7	顧客の利点		<ol style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー量が保証されるため確実に省エネルギーを図ることができる。</li> <li>事業トータル費用はシェアードに比べ安くなる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー量が保証されるため確実に省エネルギーを図ることができる。</li> <li>初期費用が不要。</li> <li>ESCO事業者が省エネ設備に必要な資金調達を行うので、顧客は金融上のリスクを一切負わない。</li> </ol>

図 1-3 ESCO事業の契約方式

(出典:(一社)ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会資料より作成)

### (3) ESCO事業の特徴

#### ア 一体契約

図1-4に省エネルギー改修工事にESCO事業を導入する場合と一般的な省エネルギー改修工事の場合の事業の流れを示す。

省エネルギー改修工事にESCO事業を導入する場合には、省エネルギー診断から改修工事、導入設備の運転管理に至るまでESCO事業者が包括して携わり、顧客と一括契約を締結する。省エネルギー改修工事の設計・計画を行った事業者が、省エネルギー効果の計測・検証まで責任を持って行うことになるため、省エネルギー効果の保証が可能となる。

一方、一般的な省エネルギー改修工事の場合には、設計契約、工事契約、設備の運転管理契約は別々となることが多いため、設計・計画段階で予定した省エネルギー効果を得ることは保証されていない。

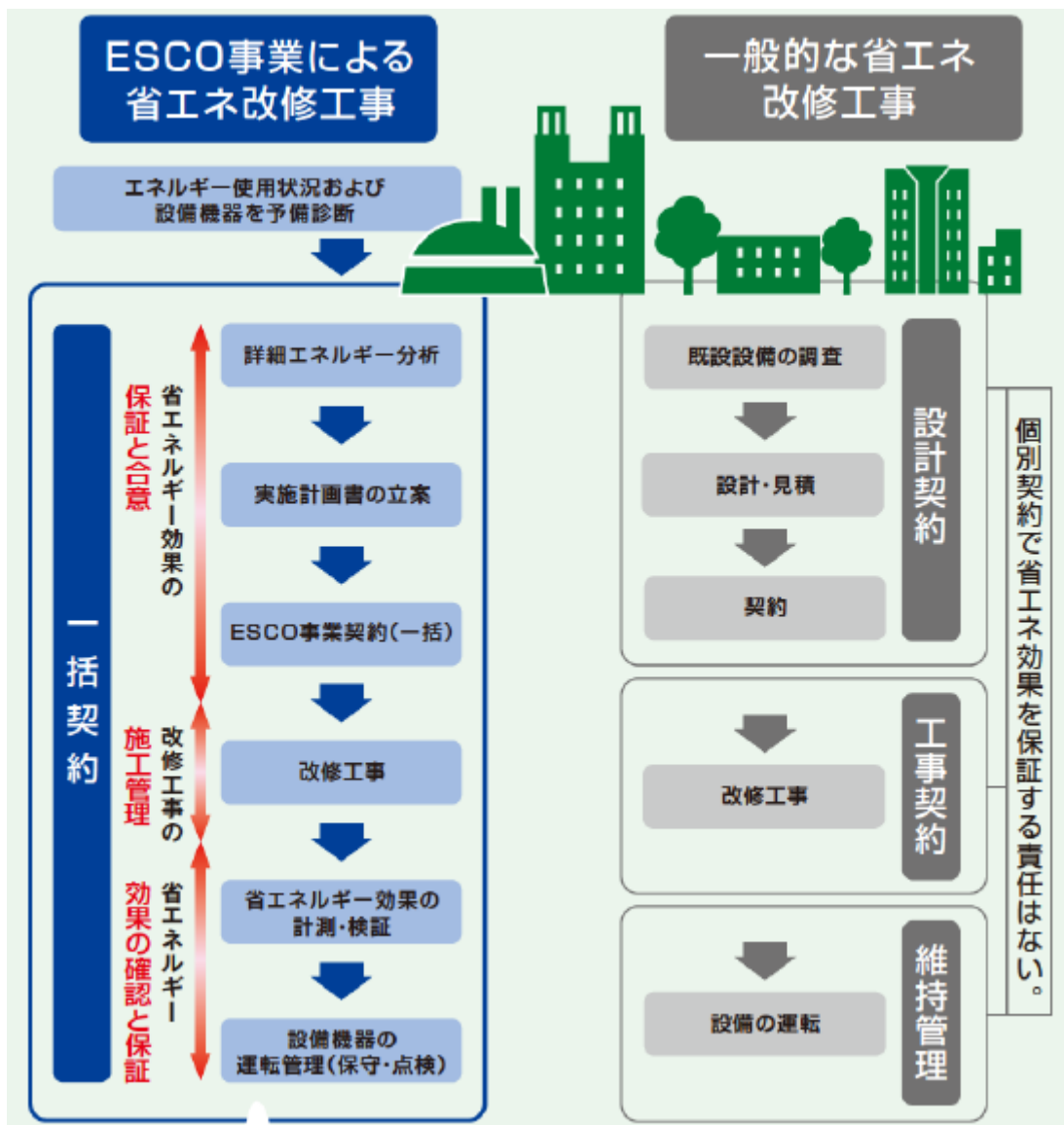


図 1-4 ESCO事業と一般的な省エネルギー改修工事との比較  
(出典:(一社)ESCO・エネルギー・マネジメント推進協議会資料より作成)

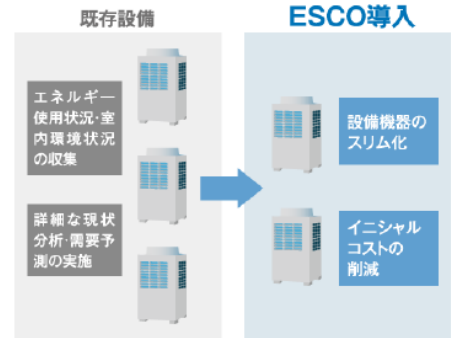
## イ エネルギーマネジメント支援サービス

エネルギー使用状況や設備稼働状況、あるいは工場・ビルの用途や規模等により導入すべき手法は様々であることから、顧客にとって最適な導入手法について、エネルギーのプロである事業者が提供するサービスである。

図 1-5 に主なエネルギーマネジメント支援サービスを示す。

### ダウンサイジング

既存の設備と同容量で単純更新するのではなく、エネルギーの実態を調査・把握し、必要容量に提言することでコストダウンが可能。



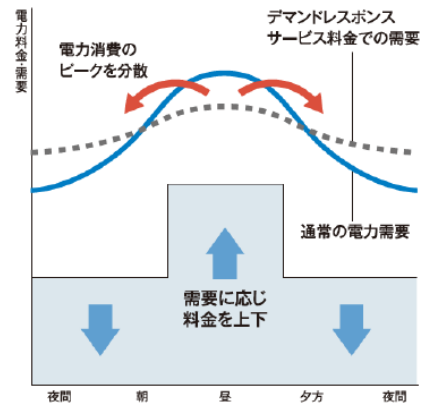
### チューニング

機器運転時間の設定や温度設定の調整など、コストをかけずに軽微な操作で省エネルギーの実現を目指す。



### デマンドレスポンス

電力の需給ひっ迫時に、エネルギーマネジメントシステムの電力デマンド制御を遠隔管理して電力抑制することで、負荷平準化を図る。



### コミッションング

現状の運用性能を分析し、より適切な運転にするために必要な調整や改修、並びに運転の最適化を提案し、性能検証して実現するプロセス。

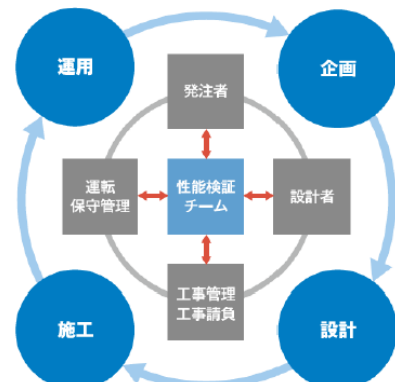


図 1-5 主なエネルギーマネジメント支援サービス  
(出典：(一社)ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会資料より作成)



### 3 長野県における ESCO 事業の導入状況等

#### (1) ESCO 事業導入可能性調査

H19 年度に、県有施設 250 施設を対象に ESCO 事業導入可能性調査を実施し、導入の基本方針を策定。温室効果ガスの削減効果及び財政面での効果の両面を重視し、双方の効果の大きい施設に対し優先的に ESCO 事業を導入することとした。

#### (2) 導入状況

県では、これまでに 2 施設において ESCO 事業を導入し、1 施設において導入に向けて取り組んでいる。

具体的には、以下のとおりである。

#### ア 長野県県民文化会館（ホクト文化ホール）

ESCO 事業者	アズビル(株)	
事業内容	1 改修工事 ① 空調機インバータ制御                      ② 外気量制御 ③ 電気室換気ファン発停制御              ④ 断熱ジャケット ⑤ 誘導灯更新                                      ⑥ 照明安定器更新 ⑦ 水冷チラーの設置                              ⑧ BEMS の設置 2 省エネ効果の計測・検証 3 省エネルギー効果の保証	
改修工事費	74,295 千円（96,233 千円－21,938 千円）	
補助金	名称	既存住宅・建築物省エネ改修緊急促進事業（国の 20 年度二次補正）
	申請先	国土交通省
	交付額	21,938 千円（リース会社に交付）
光熱水費削減額	12,197 千円／年	
ESCO 期間	12 年（H22～H33）	
ESCO サービス料 （消費税 8%変更後）	（契約額）142,594,920 円	
省エネ率	14.3%	
CO2 削減率	13.4%	
ESCO 期間中の県の利益 （消費税 5、8%合計）	40,360 千円（13 年目からは毎年 12,197 千円の利益）	

#### イ 長野県松本文化会館（キッセイ文化ホール）

ESCO 事業者	アズビル(株)	
事業内容	1 改修工事 ① 高効率熱源機の導入                      ② 高効率照明の導入 ③ LED 誘導灯の導入                      ④ 冷温水 2 次ポンプ変流量制御 ⑤ 空調機変風量制御                      ⑥ 外気量制御 ⑦ 空調機間欠運転制御                      ⑧ BEMS の設置 等 2 省エネ効果の計測・検証 3 省エネルギー効果の保証	
改修工事費	109,160 千円（154,599 千円－45,439 千円）	
補助金	名称	ネットゼロエネルギービル実証事業（ZEB）（国の 25 年度当初予算）

	申請先	一般社団法人環境共創イニシアチブ
	交付額	45,439千円（リース会社に交付）
光熱水費削減額		17,005千円／年
ESCO 期間		15年（H26～H40）
ESCO サービス料 （消費税8%変更後）		（契約額）203,123,762円
省エネ率		31.1%
CO2削減率		29.7%
ESCO 期間中の県の利益 （消費税5、8%合計）		51,952千円（16年目からは毎年17,005千円の利益）

ウ 長野県看護大学

平成28年9月に事業提案を公募し、同年10月に最優秀提案者を決定。

詳細調査を経て、平成29年度に契約締結の予定。

## 第2 ESCO事業の導入促進等の検討

研究会では、「導入促進のための課題」及び「事業者の育成」について検討することとし、それぞれについての意見や情報提供等について、以下に示す。

### 1 導入促進のための課題

#### (1) 事業者からの積極的な省エネ提案について

ESCO事業の普及、導入拡大には、将来的なESCO事業に繋がられるよう、施設の改修や空調機器などエネルギー関連設備の更新の際に、事業者から将来的なトータルコストも含めて検討ができるような提案が行われることが取組の起点となると考える。そのため、施設設備の管理を行う者がそのような検討ができるため、あるいは積極的な省エネのための提案を受けるために必要な方策について検討する。

#### ア 事業化に至らなかったESCO提案について

過去のESCO事業導入可能性調査の結果、ESCO事業の導入が不可と診断されてしまい、それ以降、施設の省エネ化の検討を続けることができていないといった事例がある。

これについては、中小規模施設の場合、光熱水費のみではESCO事業の導入が不可能となることから、設備管理の効率化や複数施設一括化などESCO事業の対象範囲を拡大することにより、ESCO事業の導入可能性が高まる。

また、最近の全国的な動向としても、確認が可能なESCO事業公募数の約半数程度が中小規模施設となっており、工夫してESCO事業の導入を進めている地方自治体があることから、そういった手法等について事例収集し、ESCO事業の成立の可能性を高めるための検討が必要である。

他の地方公共団体で実施されている取組例は、以下のとおり。

#### (事例1)

ESCO事業で削減する対象を光熱水費だけではなく、現状のメンテナンス費用や修繕費、設備維持に係る将来費用等へ拡大し、削減の原資を増やすことでエネルギー使用量の少ない建物でも事業化を可能とする。

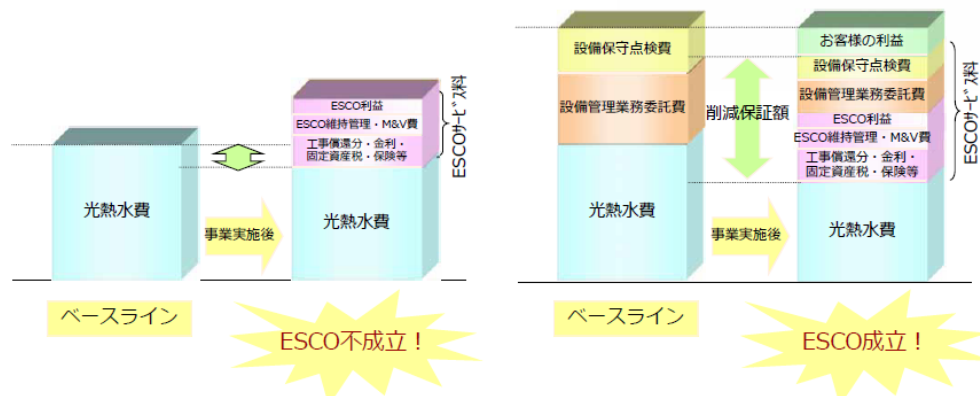


図 2-1 事例1 (削減の原資を増やす事例)  
(出典：アズビル(株)提供資料より作成)

(事例 2)

予定された設備更新費用相当額を契約年数で平準化したものを上限額とし、地方公共団体がサービス料の一部を負担する。

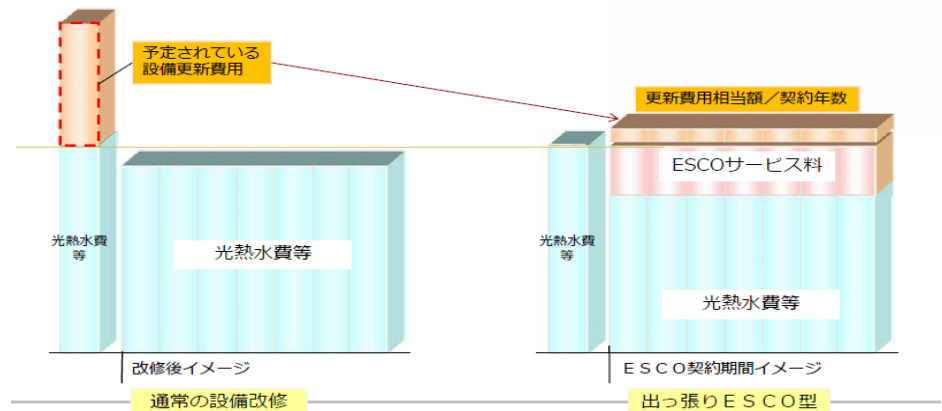


図 2-2 事例 2 (平準化した予定設備更新費を上限として ESCO 事業とする事例)  
(出典: アズビル(株)提供資料より作成)

(事例 3)

一部の設備更新費用を地方公共団体が負担(ESCO 事業者による提案)。光熱水費削減額＋一部負担金で ESCO を成立させる。

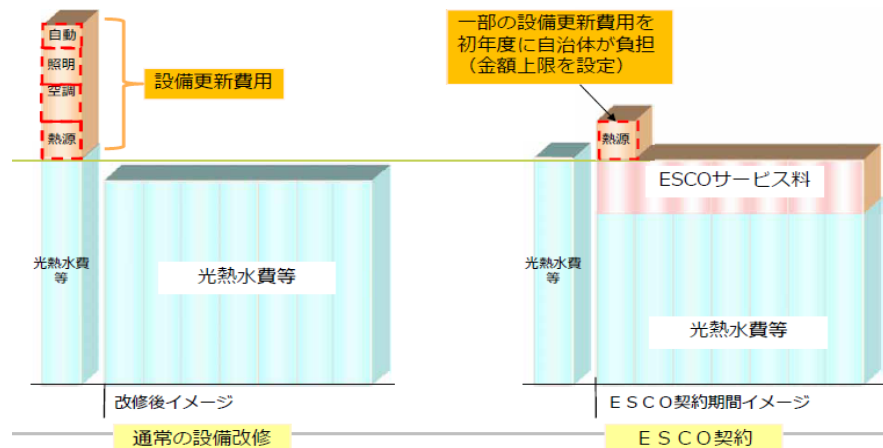


図 2-3 事例 3 (ESCO 事業者提案による成立化を図る事例)  
(出典: アズビル(株)提供資料より作成)

イ ESCO 事業の仕組みや効果の適切な提案と理解の促進

ESCO 事業で保証するのはエネルギー消費量であるが、導入提案時にエネルギー消費量を金額換算するため、発注者側が金額保証と混同し、誤解が生まれることがあることから、留意する必要がある。これに対し発注者側において、ESCO 事業導入の企画時点で経済的効果のみを過度に着目することがないよう留意するとともに、事業目的や事業効果の設定の仕方等について十分な検討と関係者の合意を得ていくことが重要である。

また、中小規模施設では、元々の光熱水費が小さいため、「価格」(経済的効果)は限定的であり、省エネによる削減額が小さいため省エネ性能の高い設備投資が難しいことから、エネルギーマネジメント支援サービス事業者を

積極的に活用するなどにより、施設におけるエネルギー管理の重要性等について、関係者間で理解を深める必要がある。

なお、目的や効果の検討に当たっては、県有施設の中には財政上光熱水費を相当抑えた運用等を行っている場合が考えられるため、エネルギー消費量の削減以外の要素も留意する必要がある。例えば、学校などで冷暖房の必要な期間であっても使われておらず利用者に我慢を強いてしまう環境（快適性の向上）や、学校と医療福祉関係施設など用途の違う施設をどのように扱うかなど、エネルギー消費量以外の効果や対象施設の分類等一定のルールの作成について、今後の検討課題とする。

#### ウ 省エネルギー効果の測定や検証の実施

エネルギーの実態が見えないことには、エネルギー管理はできない。

県有施設における改修等工事では、測定や検証の実施が発注内容に含まれておらず、改修等工事後の検証が行われていないことが課題である。そのため、事業者側において測定や検証を行う機会が生じずノウハウが集積されない。発注者は、ESCO 事業以外でも、測定や検証の実施を含めた事業内容として調達方法の改善を図りつつ、事業者にもノウハウの構築を促す必要がある。

なお、一般的な省エネ改修事業と ESCO 事業を比較した場合、ESCO 事業の省エネ効果に優位性がある。国の調査研究によると、一般的な省エネ改修事業に比べて ESCO 事業の方が多くの案件でより大きな省エネに成功しており、ケースによっては省エネコストも下回ることが報告されている。

調達方法の改善イメージについて、図 2-4 に示す。

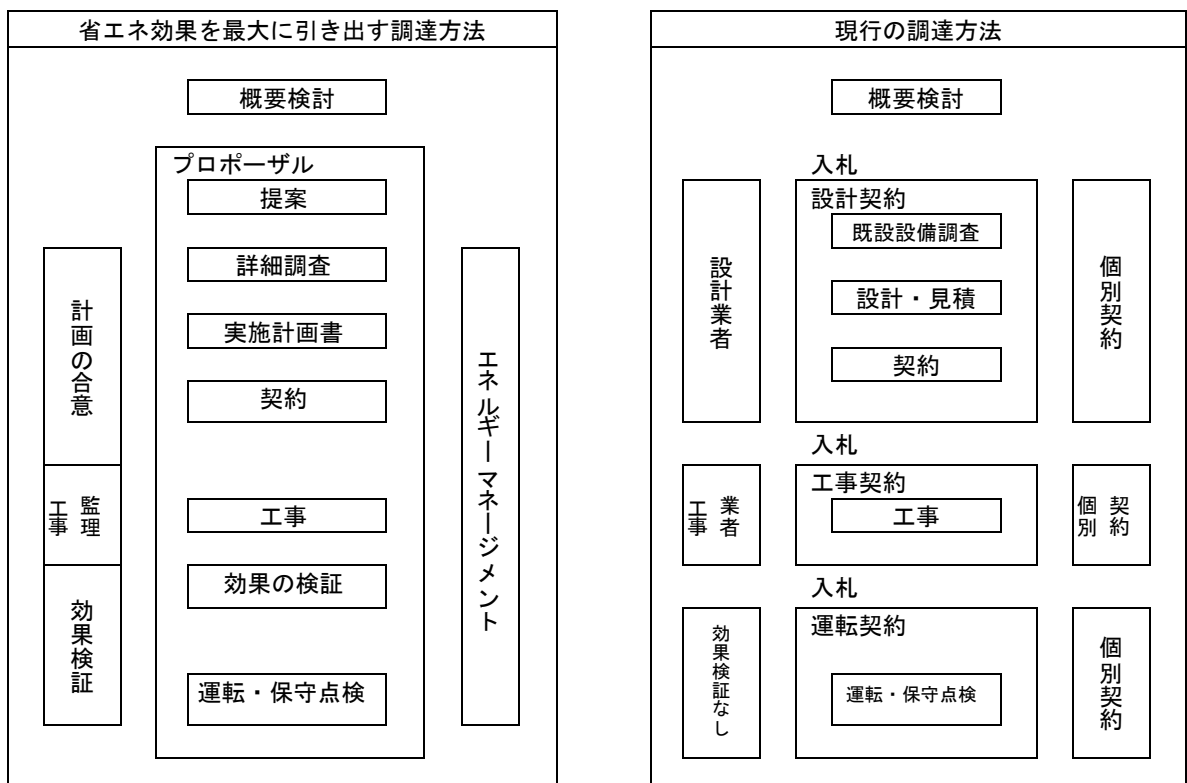


図 2-4 エネルギーマネジメントを含めた施設改修の調達方法

また、公共部門の場合、施設管理とエネルギー管理の担当セクションが異なっており、施設の維持管理に省エネやトータルコストの削減の検討などを行うことができていないことから、これらの課題を推進するための体制等の構築が必要である。

## エ 中小規模施設におけるエネルギーマネジメント支援サービスの活用

県内の民間中小規模施設におけるエネルギーマネジメント支援サービスの導入事例によると、エネルギーの使用のされ方によっては、高い省エネ・コスト削減効果が報告されており、大きなエネルギー使用量削減可能性が期待される。

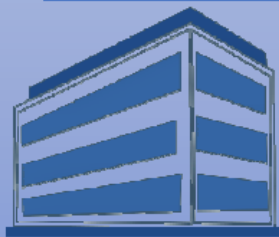
またいずれも、数年で投資回収を実現しており、導入による効果が相当程度認められるものと考えられる。

### (オフィスビルの導入例)

- ・照明LED改修と併せてBEMSを導入。これにより、契約電力の引き下げに繋がり、電力使用料の削減効果も得られた。
- ・温度管理による電力制御を行うことで、電力ピーク時だけでなく、日々の使用量削減につながった。
- ・建物の使用用途の変更に伴い全体電力量が増えるところ、BEMSで建物全体の電力を見ながら管理する事で必要以上に電力のデマンド値の上昇抑制を実現した。

**オフィスビル 様**

---



**BEMS+LEDの組合せで省エネ効果倍増！**

導入金額目安：¥2,400,000

空調制御台数：4台(制御容量65kW)

契約電力18%、使用量17%削減

BEMS対象の補助金事業を活用

図 2-5 オフィスビルの例  
(出典：パルコスモ(株)提供資料より作成)

### (特別養護老人ホームの導入例)

- ・特別養護老人ホームへの空調設備に対し電力制御システムを導入。
- ・特別養護老人ホームでは、室内温度等の環境維持のため大幅な省エネ化は困難と考えられるが、稼働時間が長い特徴を踏まえ、空調の自動制御も温度で管理する事により、快適な環境を損なわず省エネを実現した。
- ・24時間、365日通じて空調が使用される割合が高く、活動が少ない夜間は設定を変えるなどして、こまめに削減を実施。

## 特別養護老人ホーム 様



EMS導入後でも、設定を見直す事で年々コストカットに成功

導入金額目安：¥2,700,000

空調制御台数：4台（制御容量60kW）

契約電力201kW→141kWの約30%低減

使用量を導入前から 約84,000kWh削減 = 2ヶ月分近い使用量

図 2-6 特別養護老人ホームの導入例  
(出典：パルコスモ(株)提供資料より作成)

### オ 幅広い省エネサービスの利用促進

ESCO 事業の導入は施設所管課では事務的な負担が大きく、実施の障壁となっていることから、とりわけ、小規模な施設では省エネルギー化は広がっていかない。

ES（エネルギー・サービス）事業や ESP（エネルギー・サービス・プロバイダ）事業は、エネルギー削減率や利益想定額は提示するが、利益を保証しない（契約条件にエネルギー削減率の保証を盛り込む事は可能）という点に ESCO 事業との違いがあるが、プロポーザル方式の導入で、幅広い省エネルギー施策を発注者は選択することができる。

このため、ESCO 事業のみを選択肢とせず、ES 事業・ESP 事業なども含めて検討することで、施設の省エネ化の促進につながる。

また、特に小規模なものでは、積極的にエネルギーマネジメント支援サービス事業者を活用し、同サービスの利用も検討する必要がある。

一般的な省エネ改修事業（従来の方法）、ES 事業、ESP 事業の特徴の比較を、表 2-1 に示す。

■ エネルギー供給設備の整備手法

	A方式（従来方式）		B方式 エネルギーサービス（ES）方式 （電気・ガスは財産管理者が契約）		C方式 エネルギーサービスパートナー（ESP）方式 （電気・ガスもES事業者が契約）		
概念図							
概要	<p>○財産管理者がエネルギー供給設備を設計・建設し、運転・保守管理・修繕も財産管理者が実施する。 ※運転・保守管理を外部委託する場合有り</p>		<p>○ES事業者がエネルギー供給設備を設計・建設・保有し、保有する各設備の運転・保守管理・修繕およびその資金調達を一貫して実施する。 ○財産管理者はエネルギー供給の対価としてサービス料金（固定料金：建設費＋運転保守費）を支払う</p>		<p>○B方式に加えて、一次エネルギー（電力・ガス・油等）の調達もES事業者が行う方式 ○エネルギー料金は固定料金（建設費＋運転保守費）＋変動料金（電力・熱料金）で構成 ※熱料金方式の場合</p>		
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての設備を所有することで、財産管理者が設置・運用を思い通りに実施可能。</li> <li>運営体制の継続（運転・保守管理・修繕）により、現状レベルの管理水準を維持できる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事に伴う初期投資が不要となり、本体建設工事・医療機器工事への有効投資が可能。</li> <li>ES事業者が運転・保守管理・修繕を長期間にわたり最適かつ計画的に実施し、故障対応も行うため、財産管理者は事業に専念できる。</li> <li>ES事業者の運転・保守管理ノウハウを活用し、省エネ・省コストを実施できる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ES事業者が電気・ガス供給契約窓口となるため、契約手続きに伴う手間が軽減される。</li> <li>熱料金方式の場合、機器効率から熱単価を決定するため、事業者に機器効率維持・効率的運用のインセンティブが働く。</li> </ul>		
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事に伴う初期投資が必要。</li> <li>財産管理者にて運転・保守管理・修繕の計画策定およびその要員確保が必要。</li> <li>突発故障により想定外の資金が必要となる可能性がある。故障時は個別に各機器メーカーへ手配する必要がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>財産管理者側（二次側）の運転・保守管理員との調整が必要となる。</li> <li>エネルギー供給の全てを外部委託化するため、運営状況がブラックボックスとなる可能性がある。</li> <li>長期契約（一般的には15年間）であるため、契約期間中には容易に事業者を変更できない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が設定した熱料金が最適であるか判断しづらい。</li> <li>ES事業者との契約が基本的に長期契約となるため、契約期間中の電気・ガスの需給契約先を財産管理者側で選択できない。</li> </ul>		
区分	主体者	財産管理者	事業者	財産管理者	事業者	財産管理者	事業者
	資金調達	○			○		○
	設備所有	○			○		○
	電力・ガス調達	○		○		○	○
	設計	○			○		○
	監理	○			○		○
	工事	○			○		○
	設備運転維持管理（日常）	○			△		△
	機械保守（定期保守・緊急出向）	○				○	○

表 2-1 一般的な省エネ改修（従来の方）・ES事業・ESP事業の比較  
（出典：（株）シーエナジー提供資料より作成）



## (2) ESCO 事業の前提となる省エネ提案の費用について

施設設備の管理を行う者が、事業者から将来的なトータルコストも含めて検討ができるような提案、あるいは積極的な省エネのための提案をうけるためには、施設の調査や検討などの労力が必要となる。ESCO 事業について、その前提となる省エネ提案に係る費用について検討する。

### ア ESCO 事業者における省エネ提案に係る費用の例

(ア) 発注者が省エネ提案を受けるためには、次に掲げる現状データについて把握した上で、ESCO 事業が成り立つかについて自己評価する必要がある。しかしながら、技術的知識を有した専門の施設管理担当者を設置していない施設の場合は、現状データが十分に把握できず自己評価が困難である。その場合は、有料で ESCO 事業者へ委託することが望ましいが、補助金や省エネパトロール隊などの無料の省エネ診断サービスを活用する方法もある。ただし、ES 事業の場合は、自己評価部分も無料とする場合もある。

(省エネ提案に必要な主なデータ)

#### ○エネルギー等の使用状況

- ・ 電気：商用、自家用
- ・ 燃料油：重油、灯油、軽油
- ・ ガス：NG、LPG
- ・ 副生ガス等
- ・ 水：工業用水、上水

#### ○設備仕様

- ・ 空調機：屋外機・、屋内機、AHU、吸収式、吸着式等
- ・ ボイラー：蒸気、温水
- ・ 搬送機器：ポンプ類、ファン類

#### ○設備の現状性能

#### ○設備の運転状況（運転時間など）

#### ○省エネに影響を与える要素（人数、断熱など）

(イ) 導入可能性調査の場合は、調査に係る人件費及び計測機器設置費用として、1 件当たり 50 万円程度とし、営業活動の一環として無償提案を実施することも有る。

(参考) 県内事業者における省エネ提案（エネルギーマネジメント支援サービス）に係る費用の例

電力の自動制御システムを導入する場合、一定の利用状況を踏まえ、次に掲げる現状データを提供することで、無料でシミュレーションを

行う。

(空調制御の場合)

- 過去2年間の電気使用量（請求書など）
- 空調機器一覧表
- 空調設置図面
- 施設図面

### (3) 省エネの検証方法の簡素化について

ESCO 事業では、改修後の省エネ効果の検証が重要であるが、中小規模施設では負担や費用に対する効果が小さい。より多くの施設で ESCO 事業を導入するため、省エネ効果の検証方法の簡素化について検討する。

#### ア 検証方法簡素化に当たっての方法・考え方

検証方法等については補助金等により条件はあるものの、色々な検証方法がある。具体例を次のとおり示す。

##### (ア) 最も簡易な手法

請求書ベースでエネルギーの増減を検証（単価は基本固定で金額換算）し、ベースラインと比較して検証する。

##### (イ) ESCO事業の対象機器の簡易的な性能検証

建物のエネルギー消費には、ESCO事業の対象機器以外の要素にも大きく影響されるため、純粋なESCO事業による効果が算出されるわけではないことから、ESCO事業の対象機器について施工業者が簡易的に性能検証を行うことが望ましい。

各設備における簡易的な性能検証の例は、次のとおり。

##### (熱源設備の例)

工事後に熱源機単体のガス量を計測する。メータ前に三脚でデジタルカメラを固定し、1時間毎のメータ値から機器単体の省エネ性能を確認。

負荷率や稼働時間の変化などは検証できないが、簡易に機器単体の性能検証ができる。※夏冬、最低2回は実施する必要があることに注意。

##### (空調設備の例)

工事後に空調機単体の電力量を1週間程度計測し、カタログ値と比較して、機器単体の省エネ性能を確認。

空調負荷率や稼働時間の変化などは検証できないが、簡易に機器単体の性能検証が可能。※夏冬、最低2回は実施する必要があることに注意。

##### (照明設備の例)

工事後に照明器具単体の電流値を瞬時計測し、カタログ値と比較して、機器単体の省エネ性能を確認。

点灯時間の変化などは検証できないが、簡易に機器単体の性能検証が可能。

(ウ) その他

さらに、ESCO事業の対象機器及び当該機器以外の要素の両者のリスク回避のためにも、大きな変動要素が発生した場合にはその影響について検証するなどのフォローが必要となる。

イ 検証方法簡素化に当たっての留意点

省エネ効果の検証は、現行のエネルギー使用量に対して改善後のエネルギー使用量が保証値を満足しているかを確認するものであるが、施設・設備の利用状況や気温、運用による省エネルギー等に影響されるため、計測点を増やして詳しく評価するケースが多い。

省エネの検証方法を割り切って簡素化するのであれば、ESCO事業前と同一測定内容でデータを比較する方法の場合、施設・設備の利用状況や気温、運用による省エネルギー等の影響を仮定・補足するため、精度が落ちることに留意する必要がある。

(参考) 省エネ計算の簡略化（横浜市における取組）

横浜市は、自己資金型中小規模ESCO事業の事業化を促進するため、「横浜型中小規模ESCO事業導入検討報告書」（平成26年11月）において、中小規模施設の事情として施設の詳細な運用データが存在しないことによる課題への対策として、省エネ計算の簡略化について検討している。既存設備のスペックと導入予定設備のスペックを比較することで、省エネルギー量を計算する手法を紹介している。

(4) 省エネの保証について

ESCO事業実施時における省エネの保証については、発注における事業者の負担軽減や保証の取扱いなど、多くの事業者が参入するための課題と考える。中小規模施設における省エネの保証について検討する。

ア 中小規模施設ESCO事業における保証について

ESCO事業における保証については、1(1)イにもあるとおり、省エネルギー量の保証であることに留意する必要がある。その上で、中小規模ESCO事業においても省エネルギーの保証については可能であるとする意見があるものの、省エネの検証方法の簡素化による精度の低下を踏まえたものとする必要がある。

イ 保証レベルによる方法

発注者の要望や建物状況等により、保証レベルに差をつけることが可能。例えば、簡易効果検証の場合は保証率を運用面の変化を加味し、保証率を

低く設定する必要がある、保証年数については運用変化が大きい工場では1年間とするなど、期間による保証レベルを設定することもある。

最近では1年間省エネルギー効果が確認できた場合、そこで効果検証を終了とする契約も増えてきている。

- (5) ESCO サービス終了後の設備運転管理方法とエネルギー使用量の把握方法について  
技術的知識を有した専門の施設管理担当者を設置していないことが多い中小規模施設では、設備運転管理方法とエネルギー使用量の把握方法の理解が十分でない場合が多いことから、これらの適切な方法について検討する。

ア ESCO サービス中の運転・運用のマニュアル化

エネルギー使用量は中央監視装置等で把握でき、ESCO 設備の運転方法も契約期間中の報告会にて、運転・運用マニュアル化がされるものと考えられることから、サービス終了後も施設管理担当者が契約期間中に習得した運転ノウハウを元に、対前年同月比で、増減要因を把握しながら運用することは可能である。

イ 設備管理の外部化

ESCO 事業者からのフィードバックが無くなることから、自ら考えていく必要があるが、ESCO 事業者の一部設備管理を依頼するケースは多く、施設の状況に応じて支援を継続する方法はある。

(6) その他

これまでの他にあった主な意見等について、以下のとおり示す。

ア 県機関の取組の市町村への周知

県機関の施設設備の省エネルギー化を推進する取組である「県有施設省エネルギー改修等協議」について、庁内における改修に係る意思決定にESCO 事業を主管する課が関わり取り組むことによって導入促進につながることから、本取組と仕組みについて県内市町村等に広く周知していくことが重要と考える。

イ 入札参加資格における加点

ESCO 事業を奨励するため、入札参加資格においてESCO 事業の施工実績を加点すること、ESCO 事業の施工実績がある者についての施設設備管理契約において優位性を与えるなどにより、導入促進を図ってはどうかとする意見がある。

#### ウ 長野県における設備稼働状況を踏まえた検討

長野県では、特に夏季と冬季に空調設備の稼働が集中しており、夜間に相当程度気温が下がるといった地域の特徴から、夏季及び冬季の中間となる期間と夜間の稼働時間が短いと考えられる。

こういった特徴を踏まえると、それほどの光熱水費が掛からない中小規模施設において、現在の消費エネルギー量からの削減と省エネ型の高機能空調設備費導入費用の回収は、相当困難であると考えられる。

## 2 事業者の育成

### (1) 育成の方法について

県内において ESCO 事業を展開する事業者は少ないが、これは設計・工事・維持管理の全てのプロセスを一貫して実施する機会がほとんどないことによると考える。このような状況を踏まえ、事業者の育成の方法について検討する。

#### ア 事例創出期間の設定

県内では ESCO 事業の対象となりうる大規模施設より、ESCO の対象となりにくい中小規模施設がトータルでみると大きなエネルギーを消費しており、これらの施設に手を付けなければならない。それは ESCO 事業とまではいかないまでも、エネルギーマネジメントが必要なことは間違いない。また、事業者においても、将来的な展望とできるよう、事業者育成に取り組む必要がある。

そのため、事業者の育成の観点から一定の事例を増やすための助走期間を設けることが必要である。

#### イ ESCO 事業等に関する勉強会の開催

県内における中小規模施設に対し ESCO 事業の提案募集をした際、実績のある既存の ESCO 事業者が参入が困難であると考えられることから、ESCO 事業等が担える事業者を県内で育成するためには、ESCO 事業者からノウハウを学習する機会や計測に関するノウハウを有する大学等との産官学連携で勉強会を開催し、取り組むことが必要である。

#### ウ モデルケースによる実務研究（大学機関との連携）

モデルケースとなる施設を設定し、産学連携で測定や検証方法についての研究を通じて人材育成を行うことができる。実務レベルとシミュレーションなどを得意とする学術レベルの協働により、県内技術者の育成に資すると考えられる。

具体的には、県有施設を対象に 1 年程度実測を行い、施設設備の省エネルギー化を行うための対策について議論を積み上げる方法などが考えられる。

#### エ 地域要件の設定による地元事業者の参加機会の創出等

ESCO 事業の募集提案の際に、参画する事業者に県内の事業者を含むよう設定し、ESCO 事業への参画の機会を設けることが重要である。

一方、ESCO 事業の導入機会が限定されている現状においては、ESCO 事業に参画することで高度な省エネ技術を県内事業者が獲得し、それを ESCO 事業以外のエネルギーマネジメント支援サービスの創出など地域の事業の中で活か

す考え方もある。

## (2) その他

これまでの他にあった主な意見等について、以下のとおり示す。

### ア エコチューニング技術者・エコチューニング事業者

環境省により、平成 28 年度から新たに創設された資格認定制度である。

「エコチューニング」とは、「低炭素社会の実現に向けて、業務用等建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器システム等の適切な運用改善等を行う」とされている。

県内では、省エネ技術を有する設備設計を担う人材が不足していると考えられることから、「エコチューニング」を実践できる専門的技術を有している者を増やすことで施設設備の省エネ化の促進につながるものとする。

また、当該資格認定に必要な「資格講習会」などは、建築物のエネルギー管理に関する技術を有する人材の育成に資するものとする。

#### エコチューニング推進センターホームページ

(エコチューニング認定制度の運営事務局：公益社団法人全国ビルメンテナンス協会)

<http://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/>

### イ 省エネルギー相談地域プラットフォーム

中小企業等の省エネや節電等に関する取組を促すことを目的として、地域や業種などの特性や省エネ等に関する課題、ニーズに対して各事業者の実情に合わせて支援を行うため、国等の支援により以下の 4 つのサービスが無料で行われている。

- ・ 無料省エネ相談
- ・ 無料省エネ診断
- ・ 無料節電診断
- ・ 無料講師派遣

#### 省エネ総合支援ポータルホームページ

<http://www.shoene-portal.jp/service/>

(省エネ相談関係事務局：一般財団法人環境共創イニシアチブ )

(省エネ診断、節電診断、講師派遣関係事務局：一般財団法人省エネルギーセンター )

### 3 今後について

研究会では、3回にわたり「県有施設等への ESCO 事業の導入促進」と「県内における ESCO 事業者の育成」に関する意見交換を行ってきた。

意見交換において、ESCO 事業の導入を促進するためには、現在の施設設備改修の際に効果測定や検証など新たな業務を盛り込み、発注方法を見直すなどに加え、これら業務を担う事業者を県内に増やしていく必要があることを確認した。

また、これらに当たっては、長野県の建築物や気候等の特徴と事情を踏まえ個別施設毎の積極的な検討により、導入の促進が図られると考える。

そこで県は、本研究会を踏まえ、率先して事例を創出し、市町村をはじめ各方面に対し取組を促すとともに、人材の育成についても、ノウハウのある事業者や大学等の協力を得ながら取り組むことが重要である。



### 第3 ESCO 事業実施における事務手続き

ESCO 事業者の選定は、一般的に公募型プロポーザル提案により行われている。ESCO 事業を実施する場合の事務手続きについては、環境省や経済産業省などにより一定の例が示されており、地方自治体においてはそれぞれの財務規則等に基づき実施されている。

長野県においても公募型プロポーザル方式について定めた「長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領」により事務を執行しているが、当該要領は ESCO 事業を想定したものとなっていないため、事業担当者が都度、ESCO 事業の特徴をはじめ事業計画や進め方、事業概要等について時間をかけて説明し、進めているのが現状である。

そこで、ESCO 事業実施における事務手続きについて、長野県機関の ESCO 事業を想定した要領を早期に整備することを課題としつつ、これまでの実際の事務の流れ（概要）を示すことにより、導入の促進を図る。

#### 1 事業実施に当たっての流れ

公募型プロポーザル提案の実施から工事までを同じ年度内に実施する場合は事業費の上限を予算化する場合があり、具体的には、次のとおり。

##### (1) プロポーザル実施の前年度

###### ア ESCO 事業の実施施設の選定

- ・実施していない場合は導入可能性調査の実施（概算の事業費・省エネ率を算出）
- ・ESCO 事業において更新を条件とする設備の有無の検討（改修の必要がある設備は、ESCO 事業において改修を条件とすることを検討）
- ・改修できない設備の確認（国費が充てられている場合、改修できないことがある）

###### イ プロポーザル実施年度にかかる費用の予算化

- ・外部有識者にかかる費用（現地視察、募集要項審査、提案審査の旅費、謝金）
- ・参加事業者配布する建築図面等の複写費（単価契約あり）
- ・最優秀提案者と締結する協定における賠償費（概ね 50 万円程度）

##### (2) プロポーザル実施年度

###### ア ESCO 事業の実施にかかる調整（主に財政課との事前調整）

- ・実施形態の決定（自己資金型または民間資金型の決定）
- ・事業期間の決定（一般的な ESCO サービス期間は、自己資金活用型 3 年、民間資金活用型 15 年）

- ・ 事業費の上限設定に関する決定
  - 上限を設ける場合 : 事業による設備更新の範囲は限定的となるが、事業規模や事業期間が明確になる
  - 上限を設けない場合 : 事業規模や事業期間は最優秀提案の決定まで明確にならないが、省エネ効果の高い事業を選定できる。
  
- イ ESCO 事業提案審査委員の候補者の選定
  - 有識者、施設の所管課長、施設の長、施設課長、環境エネルギー課長など
  
- ウ ESCO 事業提案審査委員候補者による現地確認
  - ・ 外部有識者を対象に実施
  - ・ 施設の設備管理担当者による設備の説明
  
- エ 募集要項審査委員会
  - ・ 提案募集要項の決定
  - ・ 委員は審査委員候補者（有識者、施設の所管課長、環境エネルギー課など）  
（自己資金活用型と民間資金活用型では、導入する施設の所有権の異動にかかる部分が異なる点に注意）
  
- オ 請負人選定委員会（要件選定）
  - 委員会の区分は管理その他委託契約に係るもの（予定価格 2,500 万円以上は県委員会、500 万円～2,500 万円は部委員会（長野県建設工事請負人等選定委員会要領より））
  
- カ 会計課の事前審査
  
- キ 公募の実施
  - ・ 公表はプレスリリース、ホームページ、業界紙…等
  - ・ 募集要項（提出書類様式、リスク分担表、提案審査要領、評価項目）
  - ・ 募集要項に関する質問の受付
  
- ク 事業者説明会の実施
  - ・ 募集要項に基づき要点の説明
  - ・ 質問の回答
  
- ケ 参加表明の受付

コ 参加資格の確認、提案要請

- ・ 事業者 に 文書 で 通知

サ 資料の配付

- ・ 建築図面（系統図（電気、衛生、空調）、単線結線図、機械室配置図（熱源機械室、空調機械室）、建物外観図（平面図、立体図）、各界平面図（ダクト図、照明機器配置図））
- ・ 機器リスト（電気、衛生、空調）
- ・ 運転管理データ（日報、月報等）
- ・ 省エネルギー診断書
- ・ 対象施設の月毎のエネルギー消費量（電気、ガス、水道、灯油、重油…等）

シ ウォークスルー調査

- ・ 施設の設備担当者による説明
- ・ エネルギー消費量の多い設備（機械室）を中心に施設を案内（施設の裏側（天井裏や床下）も見ることあり）
- ・ 全ての事業者と同じ情報が伝わるように配慮
- ・ 施設の設備担当者の説明は全ての参加事業者がいる場で行う
- ・ 現場での質問は基本的に受けつけず、終了前の質疑の時間で受け付ける（全ての参加事業者に回答が伝わるように）
- ・ 簡易な要望は現場で受け付けるが、要望内容を全参加者事業者に伝える（例：配電盤の扉を開けて欲しい。電流量の簡易測定をしたい）
- ・ 施設間の移動は全員
- ・ 実施日は2日間を設ける（2回の参加も可）
- ・ 事業者の要請により追加の調査日を設定すること場合あり（全ての参加事業者の了解のうえ）
- ・ 後日の質問受付と回答（求められるデータの提供）

ス 事業者の提案作成期間

セ 提案書の受付

- ・ 提案内容の事前確認のため、提案書を提案審査委員へ配付

ソ 提案審査委員会（プロポーザル）の実施

- ・ 実施に合わせて提案審査委員の決定
- ・ 事業者による25分程度の説明（プレゼン）
- ・ 事業者に対する質疑応答

- ・ 事業者退室後に委員間の意見交換
- ・ 採点（所要時間は一者 60～70 分）
- ・ 採点の集計
- ・ 最優秀提案の決定

タ 提案審査結果の公表

- ・ ホームページで選定結果、講評、審査委員名簿の公表
- ・ 事業者に文書で通知

チ 最優秀提案者と詳細診断にかかる協定等の締結

- ・ 本契約までに実施する作業等にかかる契約
- ・ 協定書内容について事業者サイドで法務チェックあり

ツ 最優秀提案者による詳細診断の実施

テ 事業実施にかかる費用の予算化

- ・ E S C O 事業は委託費となる
- ・ 補助金を見込み、複数の補助金に申請できる場合は、補助率の低い方で予算化
- ・ 自己資金活用型：工事完了時に工事等に係る費用の支払  
サービス期間のサービス料の債務負担行為の設定
- ・ 民間資金活用型：サービス期間のサービス料の債務負担行為の設定（工事等にかかる費用はサービス料に含まれる）

(3) 工事実施年度

ア 補助金の申請（募集開始の時期により前年度中に実施）

イ 設計確認

ウ 補助金の確定

エ 請負人選定委員会（契約の相手方の選定）（管理その他委託契約に係るもの  
（予定価格 2,500 万円以上は県委員会、500 万円～2,500 万円は部委員会  
（長野県建設工事請負人等選定委員会要領より））

オ 会計課の審査

サ 見積書の徴取

シ 契約

ス 改修工事の実施

セ 工事完了の確認

- ・自己資金型の場合は設備の引渡しと工事等にかかる費用の支払い

(4) ESCO サービス期間

ア ESCO サービス

イ サービス料の支払い

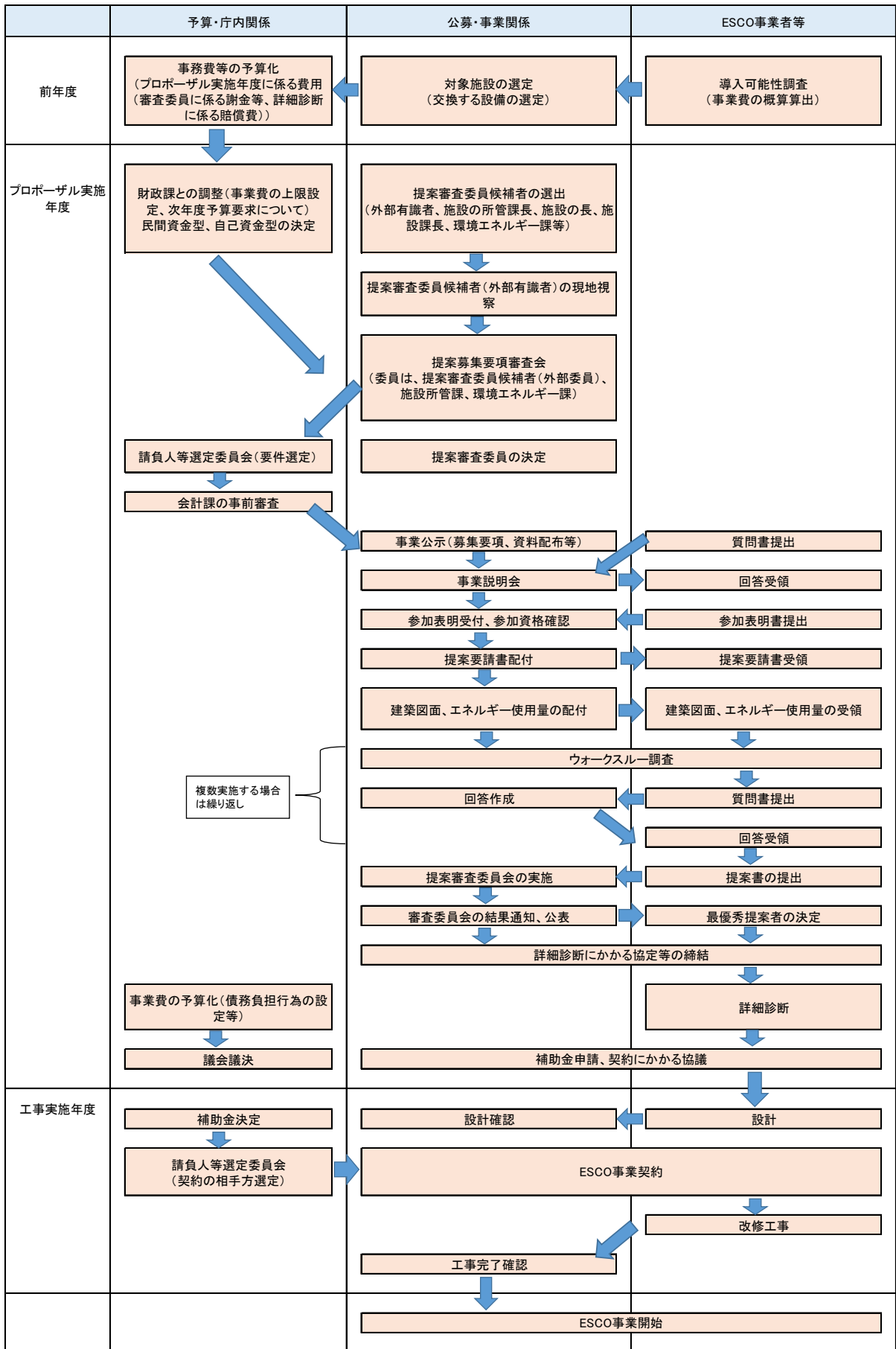


図 3-1 長野県機関における事業実施に当たっての流れ

## 2 事業スケジュールと手続き

以下に、長野県機関における事業スケジュールと手続きを示す。

最優秀提案決定までのスケジュール例		
工程	(必要日数)	実日数
掲示の開始(公告)		1日目
	↓ 6日間	
質問受付		7日目
	↓ 3日間	
説明会(質問の回答)		10日目
	↓ 10日間	
参加表明書の受付締切		20日目
	↓ 5日間	
参加資格、提案書の提出要請		25日目
	↓ 20日間	
ウォークスルー調査(1回目)		45日目
	↓ 5日間	
質問の受付(回答)		50日目
	↓ 5日間	
ウォークスルー調査(2回目)		55日目
	↓ 5日間	
質問の受付(回答)		60日目
	↓ 35日間	
提案書の受付		95日目
	↓ 10日間	
提案審査		105日目
	↓ 5日間	
最優秀提案の決定		110日目
	↓	
詳細診断等にかかる協定締結		協定に関する協議後
	↓	
詳細診断		協定締結後
	↓	
補助金申請		公募に合わせて
	↓	
設計確認		
	↓	
補助金決定、ESCO契約		補助金決定後
	↓	
工事		
	↓	
工事完了確認		
	↓	
ESCOサービス開始		

図 3-2 長野県機関における事業スケジュールと手続き

## 資料編

(資料1)

### 長野県 ESCO 事業導入促進研究会 開催要綱

#### 1 目的

長野県 ESCO 事業導入促進研究会は、県有施設等の省エネルギー化を推進し県内の温室効果ガス総排出量を削減するため、県内における ESCO 事業の導入を促進するための具体的方策等について研究・検討を行うことを目的とする。

#### 2 検討内容

- (1) 県有施設等への ESCO 事業の導入促進
- (2) 県内における ESCO 事業者の育成
- (3) その他

#### 3 構成

研究会は別紙の委員をもって構成する。

#### 4 座長

- (1) 研究会に座長1人を置く。
- (2) 座長は、研究会の会務を総括する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

#### 5 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

#### 6 その他

- (1) 研究会の庶務は、長野県環境部環境エネルギー課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。



## 長野県 ESCO 導入促進研究会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

- |           |  |
|-----------|--|
| 小山田 昌 秀   | 岡谷酸素株式会社 営業部 (環境・空調部門) 次長                  |
| 春 日 建 章   | 一般社団法人長野県建設業協会 建設技術委員会 (建築)<br>(春日建設 株式会社) |
| 北 原 市 督   | 一般社団法人長野県空調衛生設備業協会 副会長<br>(株式会社 明和工業)      |
| 鈴 木 博 史   | 松本市環境部環境政策課 担当係長                           |
| ◎ 高 木 直 樹 | 信州大学工学部建築学科 教授                             |
| ○ 布 施 征 男 | 一般社団法人 ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会<br>専務理事       |
| 松 本 拓 城   | パルコスモ株式会社本社営業部 営業部長                        |
| 峯 村 八 郎   | 長野市環境部環境政策課地球温暖化対策室 室長                     |
- ◎ 座長  
○ 座長代理

(資料2)

開催の経緯

(第1回)

日 時 平成28年12月1日(木)

場 所 県庁西庁舎112号会議室

内 容

- 1 委員紹介
- 2 座長の選出等
- 3 資料説明等
  - (1) 「長野県ESCO事業導入促進研究会」について
  - (2) 「ESCO事業」及び「長野県内におけるESCO事業」について
    - ・ 最近の全国の動向・導入事例のご紹介(アズビル株式会社)
    - ・ 導入事例のご紹介(株式会社シーエナジー)
- 4 意見交換

(第2回)

日 時 平成28年1月25日(水)

場 所 県庁西庁舎301号会議室

内 容

- 1 資料説明等
  - (1) 前回のご意見を踏まえた導入促進等について
  - (2) 長野県ESCO事業導入促進研究会報告書について(素案)
- 2 意見交換

(第3回)

日 時 平成28年3月13日(月)

場 所 県庁議会棟401号会議室

内 容

- 1 内 容
  - (1) 長野県ESCO導入促進研究会報告書(案)について
- 2 意見交換

(資料3)

# 長野県〇〇〇〇 ESCO 事業提案募集要項

平成〇〇年〇月  
(長野県〇〇部〇〇〇〇課)

本文中の網掛け部分は、契約方式（ギャランティード・セイビングス契約、シェアード・セイビングス契約）の違いにより、記載内容を変更する必要がある部分です。下線部分はシェアード・セイビングス契約の場合です。

# 長野県〇〇〇〇ESCO 事業提案募集要項

## 目次

1. 募集の趣旨	1
2. 事業概要	2
2.1 事業の名称	2
2.2 契約方式	2
2.3 事業内容	2
2.4 事業場所	2
2.5 業務の範囲	2
2.6 契約期間等	3
3. 応募条件	4
3.1 応募者	4
3.2 応募者の役割	4
3.3 応募者の資格	4
3.4 応募者の制限	5
3.5 応募に関する留意事項	6
4. ESCO 事業者選定の流れ	7
4.1 応募者	7
4.2 応募資格要件の確認および提案要請	7
4.3 最優秀および優秀提案の選定	7
4.4 詳細協議	7
4.5 事業者の選定	7
4.6 事務局	7
5. ESCO 事業スケジュール	8
5.1 日程	8
5.2 ESCO 提案募集の手続き	8
6. 審査および審査結果の通知	11
6.1 審査	11
6.2 審査結果の通知および公表	11
6.3 失格	11
6.4 提案募集審査の流れ	12
7. 提示条件	13
7.1 提案の前提条件	13
7.2 事業の遂行	13

7.3 事業資金計画等 .....	13
7.4 設計・施工に関する事項.....	13
7.5 ベースラインおよび削減保証額の設定.....	14
7.6 ESCO 事業費の支払い等 .....	15
7.7 運転および維持管理に関する事項 .....	17
7.8 計測・検証に関する事項.....	17
7.9 包括的エネルギー管理計画書の作成.....	17
7.10 その他 .....	18
8. 事業の実施に関する事項.....	19
8.1 誠実な業務遂行義務 .....	19
8.2 ESCO 契約期間中の事業者と本県の関わり .....	19
8.3 本県と事業者との責任分担.....	19
9. 契約に関する事項 .....	21
9.1 契約の手順.....	21
9.2 ESCO 契約の概要.....	21
10. 参加表明時提出書類・作成要領.....	22
10.1 参加表明時の提出書類.....	22
10.2 作成要領.....	22
11. ESCO 提案提出書類・作成要領.....	24
11.1 ESCO 提案時の提出書類.....	24
11.2 作成要領.....	24
12. 配付資料.....	27
12.1 配付資料の内容.....	27
12.2 配付要領.....	27

(別添資料)

別添 1「長野県〇〇〇〇ESCO 事業 提出書類様式」

別添 2「長野県〇〇〇〇ESCO 事業 予想されるリスクと責任分担」

別添 3「長野県〇〇〇〇ESCO 事業 提案審査要領」

## 1. 募集の趣旨

長野県（以下「本県」という。）では、「温室効果ガス削減のための『第5次長野県職員率先実行計画』」において、地球温暖化の防止に向けて、本県の事務事業に伴い排出する温室効果ガスを、平成32年度までに平成21年度比で17%以上削減する目標を定めています。

本県では、この目標の実現に向けた具体策の一つとしてESCO（Energy Service Company）事業などによる施設の省エネルギー化推進に向けた取り組みを進め、その成果を市民や事業者の皆様に積極的に情報提供して、普及を図っていきたいと考えています。

そこで本県では、長野県〇〇〇〇にESCO事業を導入し、民間のノウハウ、資金、経営能力、および技術的能力を活用することによって、省エネルギー化の推進による環境負荷の低減、ならびに光熱水費の効果的な削減を図ることといたします。

本募集の目的は、民間事業者から、優れたノウハウを活かした設計・施工、事業資金計画、運転管理指針および維持管理等に関する一括提案（以下「ESCO提案」という。）を受けのために公募を行い、本県にとって最も優れていると考えられるESCO提案を選定することにあります。

なお、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本県との間で契約の締結に向けて詳細協議を行い、本事業が予算化された場合、**ギャランティード・セイビングス契約（自己資金活用型）（シェアード・セイビングス契約（民間自己資金活用型））**の締結に向けて協議し、合意に至った場合に契約事業者（以下「事業者」という。）として本県と契約（以下「ESCO契約」という。）を締結し、本事業を実施するものとします。

ただし、本事業は解除条件付きの募集であり、本県において予算化されなかった場合には、本件は提案を募集したことに留まり事業化はされないこととなります。

また、本提案募集要項の内容は、最終契約の一部となるものとします。

## 2. 事業概要

### 2.1 事業の名称

長野県〇〇〇〇ESCO 事業

### 2.2 契約方式

ギャランティード・セイビングス契約（自己資金活用型）（シェアード・セイビングス契約（民間自己資金活用型））

### 2.3 事業内容

#### (1) 提供するサービス

事業者は、自らが行った提案を基に設計・施工した省エネルギー改修設備等（以下「ESCO 設備」という。）を導入するものとします。また、事業者は、本県と結び ESCO 契約に基づき、契約期間内において、設備の運転管理、維持管理、エネルギー等の削減量の保証、および、省エネルギー量効果を把握するための計測・検証等を含むサービス（以下「ESCO サービス」という。）を提供するものとします。

#### (2) 運転管理

事業者は、契約期間内に自らの責任で ESCO 設備の運転管理および維持管理を行うものとします。また、ESCO 設備および本県の既存設備等に関する運転管理指針を示し、事業者および本県は、善良なる管理者の注意義務をもって、各々の運転管理を行うものとします。

#### (3) 計測・検証

事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、省エネルギー効果および本県の利益を保証するものとします。

#### (4) ESCO 設備の所有権

事業者が設置する ESCO 設備等の所有権は、工事期間中のみ事業者のものとします。（本県は、ESCO 契約期間終了後、事業者の設置した ESCO 設備等の所有権について協議をすることができるものとします。）

### 2.4 事業場所

長野県〇〇〇〇

長野県〇〇市〇〇〇

### 2.5 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとします。

#### (1) 省エネルギー改修に関する設計、施工、施工監理およびその関連業務

#### (2) 工事に関連する全ての手続き業務およびその関連業務

#### (3) サービス開始前の本県への ESCO 設備の引渡し業務（ESCO 契約期間終了後に本県からの要求があった場合における、ESCO 設備の所有権移転業務）

#### (4) ESCO 契約期間内における ESCO 設備と既存設備の運転管理指針および、維持管理方法の作成業務

#### (5) ESCO 契約期間内における ESCO 設備および既存設備の運転管理指針に基づく助言業務

#### (6) ESCO 契約期間内における省エネルギー量の計測・検証業務

#### (7) ESCO 契約期間内におけるエネルギー削減の保証業務

## 2.6 契約期間等

下記のスケジュールで事業を行う予定です。

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1) 契約期間          | ESCO 設備設置期間：事業者の提案による<br>ESCO サービス提供期間：3(15)年を基本とする |
| (2) 優先交渉権者の決定     | 平成〇〇年〇月   |
| (3) 予算の議会承認       | 平成〇〇年〇月   |
| (4) 補助金申請         | 平成〇〇年〇月   |
| (5) 契約の締結         | 平成〇〇年〇月   |
| (6) 設計・工事・試運転調整期間 | 契約締結日から平成〇〇年〇月〇日を基本とする                              |
| (7) ESCO サービス開始期日 | 平成〇〇年〇月〇日を基本とする                                     |



### 3. 応募条件

#### 3.1 応募者

- (1) 応募者は、ESCO 事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同体）とします。
- (2) グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1社（事業役割が複数の場合は、その代表者）選定して下さい。
- (3) 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にして下さい。
- (4) 応募者は、応募を含むそれ以降の提案にかかる諸手続及び契約等にかかる諸手続を行うこととします。
- (5) ESCO 事業提案提出後において、事業運営を目的とした特定目的会社等を設立することも可能とします。ただし、設立条件などに関しては、本県と協議したうえで合意を得る必要があります。

なお、「応募時のグループの構成員」と「特定目的会社設立後の特定目的会社とそれ以外の企業からなるグループの構成員」は同一性があることとし、さらに特定目的会社への移行手続の際は、グループ全社の同意、及び本県の承諾のもとに設立し、事業を引き継がねばならないものとします。また、特定目的会社は、応募当初の事業役割を担う事業者と同一性があることとします。

#### 3.2 応募者の役割

- (1) 応募者は、次の役割の全てを担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとします。
  - ア 事業役割：本県との契約等諸手続を行い事業遂行の責を負うものとします。
  - イ 設計役割：設計に関する業務、監理に関する業務を全て実施するものとします。
  - ウ 建設役割：建設に関する業務を全て実施するものとします。
  - エ その他役割：メンテナンスや計測検証等の多様なサービスを実施するものとします。
- (2) 事業役割、設計役割、建設役割を担う企業が異なる場合には、本県との契約時に適正な委託契約又は請負契約を締結し、その契約内容について事前に本県の上承を得なければなりません。
- (3) 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を本県に提出して下さい。

なお、その合意書には事業役割の構成企業全体が本県に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとします。また、事業役割の構成企業の中から、本県との対応窓口となる代表者を選出して下さい。
- (4) 建設役割の構成企業のうち最低1社は、長野県内企業（※）で、かつ本県建設工事入札参加資格に登録されている企業が入るものとします。

※ 長野県内企業とは、長野県内に主たる営業所がある企業で法人の場合、事実上の本店所在地又は登記簿上の本店所在地が長野県内にある企業をいいます。
- (5) 下請業者又は協力事業者の選定に当たっては、長野県内業者を優先し、かつ社会保険等※に加入している業者を選定するものとします。

※ 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険を言います。

#### 3.3 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとし

てこれらの要件を満たす必要があります。

- (1) 応募者は「10.1 参加表明時の提出書類」に示される提出書類により、本 ESCO 提案募集の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2) 応募者は、各種対策により、対象物件のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には、保証措置を講じることができる者であること。
- (3) 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。
- (4) 事業役割を担う応募者は、事業運営・維持管理を円滑に行うための拠点を長野県内又は近傍に有すること。
- (5) 設計役割を担う応募者には、設備設計一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械、環境、衛生工学）若しくはエネルギー管理士（熱又は電気）のいずれかの資格を持つ者が所属し、有資格者が本事業の設計担当であること。  
ただし、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条第 2 項に規定する建築物の大規模な修繕もしくは模様替えに該当する場合、それに準ずることとする。
- (6) 建設役割を担う応募者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく電気又は管工事にかかわる監理技術者資格を持つ者が所属していること。
- (7) 建設役割を担う応募者は、建設業法第 3 条第 1 項の規定により提案内容に該当するいずれかの項目の一般建設業又は特定建設業の許可（ただし、最低 1 社は特定建設業の許可を受けていること。）を受けた者であること。
- (8) 設計役割を担う構成員は、設計年度において、長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格を取得する見込みであること。
- (9) 建設役割を担う構成員は、建設年度において、長野県の建設工事入札参加資格を取得する見込みであること。
- (10) 既存設備の設計・施工及び省エネルギー可能性調査を実施した事業者であっても、本事業における各役割を担う応募者として参加することを妨げない。

### 3.4 応募者の制限

次に掲げるものは、応募者の構成員となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 参加表明書及び資格確認書類の提出日から ESCO 事業提案書提出日までの期間に、本県入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者。
- (3) 本募集要項の配付の日から ESCO 事業提案書提出日までの期間に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規程に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 63 号）第 510 条の規定による特別清算開始の申立てをされている者。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）にかかわる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第

2項の規定による更正手続き開始の申立てを含む。以下「更正手続き開始の申立て」という。)をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更正手続き開始の決定(旧更正事件にかかわる旧法に基づく更正手続き開始の決定を含む。)を受けた者が、その者にかかわる同法第199条第1項の更正計画の認可の決定(旧更正事件にかかわる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更正手続き開始の申立てをしなかった者又は更正手続き開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (8) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- (9) 最近1年間の法人税、消費税、法人事業税、法人県民税、法人都民税、法人市民税、社会保険等を滞納している者。

### 3.5 応募に関する留意事項

#### (1) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

#### (2) 提出書類の取扱い・著作権

応募書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、原則として応募書類資は返却しません。

また、本県は本提案募集以外の目的で応募書類・資料を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

なお、応募者の提出した書類・資料の著作権に関しては契約締結時点で本県に帰属するものとします。

#### (3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案件、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとします。

#### (4) 本県からの提示資料の取扱い

本県が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用してはなりません。

また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

#### (5) 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者の構成員は、1つの提案しか行うことができません。

#### (6) 複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできません。

#### (7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本県と協議を行い、本県がこれを認めたときはこの限りではありません。

#### (8) 提出書類の変更禁止

原則として、いったん提出した書類の変更はできません。

なお、提出された書類について参考資料を求めることがあります。

#### (9) 提出書類の遅延禁止

提出書類の提出期限を順守すること。原則として遅延した書類は受理しません。

#### (10) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は ESCO 事業提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は ESCO 事業提案書を無効とします。

## 4. ESCO 事業者選定の流れ

### 4.1 応募者

応募者は、「3.応募条件」で定める資格要件を満足する者としてします。

### 4.2 応募資格要件の確認および提案要請

参加表明をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し提案書の提出を文書で要請します。

### 4.3 最優秀および優秀提案の選定

長野県〇〇〇〇ESCO事業提案審査要領に基づき設置する長野県〇〇〇〇ESCO事業提案審査委員会（以下、「審査委員会」という。）により、選考過程を経て提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、および、2件程度の優秀提案を選定します。

なお、審査委員は、審査結果の公表時に併せて公表します。

### 4.4 詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、本県と詳細診断に係る協定書を締結し、詳細診断、包括的エネルギー管理計画書（最終提案）の作成およびESCO契約書を締結するまでの諸条件について詳細協議を進めるものとします。

なお、この際の協議は優先交渉権者が行った提案の範囲内で行われるものとします。また、優秀提案をした者を次選交渉権者とします。

### 4.5 事業者の選定

本県は、優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合にESCO契約を締結します。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次選交渉権者との協議を行うことがあります。

### 4.6 事務局

本ESCO提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

担当窓口：長野県〇〇部〇〇〇〇課〇〇係

住所：〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

電話：026-000-0000（ダイヤルイン）

FAX：026-000-0000

ホームページ：<http://www.pref.nagano.lg.jp/〇〇〇〇.html>

## 5. ESCO 事業スケジュール

### 5.1 日程

ESCO 事業は、次の日程(予定)で行います。

①	プレスリリース	平成〇〇年〇月〇日(〇)	
②	ホームページで公開	平成〇〇年〇月〇日(〇)	
③	募集要項の配付	平成〇〇年〇月〇日(〇)～〇〇年〇月〇日(〇)	
④	募集要項に関する質問受付	平成〇〇年〇月〇日(〇)～〇〇年〇月〇日(〇)	
⑤	説明会および質問の回答	平成〇〇年〇月〇日(〇)	
⑥	参加表明書および資格確認書類の受付	平成〇〇年〇月〇日(〇)～〇〇年〇月〇日(〇)	
⑦	応募者資格確認結果、提案要請書の通知	平成〇〇年〇月〇日(〇)	
⑧	現場ウォークスルー調査	平成〇〇年〇月〇日(〇) (1回目) 平成〇〇年〇月〇日(〇) (2回目)	
⑨	質問の受付	平成〇〇年〇月〇日(〇)～〇〇年〇月〇日(〇) (1回目) 平成〇〇年〇月〇日(〇)～〇〇年〇月〇日(〇) (2回目)	
⑩	質問の回答	平成〇〇年〇月〇日(〇) (1回目) 平成〇〇年〇月〇日(〇) (2回目)	
⑪	提案書の受付	平成〇〇年〇月〇日(〇)～〇〇年〇月〇日(〇)	
⑫	プレゼンテーション、選考	平成〇〇年〇月〇日(〇)	
⑬	最優秀および優秀提案の選出、結果通知	平成〇〇年〇月〇日(〇)	
⑭	詳細診断	平成〇〇年〇月〇日(〇)～〇〇年〇月〇日(〇)	
⑮	補助金申請(補助金活用の検討)	平成〇〇年〇月中旬	
⑯	ESCO 契約の締結	平成〇〇年〇月下旬(補助金交付決定後)	
⑰	設計・工事期間	契約締結日～平成〇〇年〇月〇日(〇)	
⑱	ESCO サービス開始	平成〇年〇月〇日(〇)を基本とする	
⑲	ESCO 設備の維持管理、省エネ保証	平成〇〇年〇月〇日(〇)～〇〇年〇月〇日(〇)を基本とする	

### 5.2 ESCO 提案募集の手続き

#### (1) 募集要項の配付

募集要項は、本県のホームページに掲載する他、前記の事務局においても配付します。

#### (2) 募集要項に対する質問

本要項に関する質問は、次により行ってください。

##### ア 質問の方法

質問は、1問につき質問書(様式第1号)1枚を使用し、前記の事務局に持参、郵送、電子メール又はFAXで提出してください。なお、複数の質問がある場合には、様式をコピーして使用してください。

電話、口答では受け付けません。

また、必ず、事務局へ到着を確認して下さい。

##### イ 受付期間

平成〇〇年〇月〇日(月)～平成〇〇年〇月〇日(〇)(必着)

持参の場合の受付時間は、午前 9 時 00 分から 12 時 00 分および午後 1 時 00 分から 5 時 00 分まで

ウ 回答

回答は、説明会において文書で配付するものとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとし、

(3) 説明会の開催

参加表明書受付の前に、本募集要項に関する説明会を開催します。

説明会への参加希望者は、平成〇〇年〇月〇日(〇) 午後 5 時までに企業名・参加人数を郵送または FAX で事務局に連絡してください(必着)。書式は自由とします。

なお、参加者数によっては、1 企業からの参加者数の調整を行うことがあります。また、説明会では、本募集要項等の再交付は行いません。

ア 日時

平成〇〇年〇月〇日(金) 午後〇時

イ 場所

長野県庁 〇〇会議室

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

(4) 参加表明書および資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書および資格確認書類を持参または郵送で提出してください。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

ア 受付期間

平成〇〇年〇月〇日(〇) ~ 平成〇〇年〇月〇日(〇)

持参の場合の受付時間は、午前 9 時 00 分から 12 時 00 分および午後 1 時 00 分から 5 時 00 分まで

イ 受付場所

(事務局) 長野県〇〇部〇〇〇〇課〇係

(住 所) 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

(電 話) 026-〇〇〇-〇〇〇〇 (ダイヤルイン)

ウ 提出書類

「10.参加表明時提出書類・作成要領」によります。

(5) 資格確認結果および提案要請書の通知

資格確認の結果は、平成〇〇年〇月〇日(〇)に本県から応募者(代表者)に郵送および電話により通知します。

また、資格が確認された場合は併せて提案要請書を送付します。

なお、資格確認の基準日は、平成〇〇年〇月〇日(〇)とします。

(6) 現場ウォークスルー調査

本県が提案要請を行った応募者を対象に、現場ウォークスルー調査を実施します。

ア 日時

(ア) 1 回目 平成〇〇年〇月〇日(〇) 〇時〇〇分から

(イ) 2 回目 平成〇〇年〇月〇日(〇) 〇時〇〇分から

イ 場所

(施設名) 長野県〇〇〇〇

(住 所) 長野県〇〇市〇〇〇

ウ 内容

現地視察および資料説明

## エ 質問の方法

質問は、1 問につき質問書（様式第 1 号）1 枚を使用し、前記の事務局に持参、郵送、電子メールまたは F A X で提出してください。なお、複数の質問がある場合には様式をコピーして使用してください。

電話、口頭では受け付けません。

また、必ず、事務局へ到着を確認して下さい。

## オ 質問の受付期間

(ア) 1 回目 平成〇〇年〇月〇日(〇) ~ 平成〇〇年〇月〇日(〇) (必着)

(イ) 2 回目 平成〇〇年〇月〇日(〇) ~ 平成〇〇年〇月〇日(〇) (必着)

持参の場合の受付時間は、午前 9 時 00 分から 12 時 00 分および  
午後 1 時 00 分から 5 時 00 分まで

## カ 質問の回答

ウォークスルー調査実施により出された質問に対する回答は、平成〇〇年〇月〇日(〇) (1 回目) および〇月〇日(〇) (2 回目) に、本県のホームページで公表します。

なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとし  
ます。

## キ その他

運転管理上の図書類（台帳、月報、その他）の閲覧は可能ですが、貸し出  
し、および複写の依頼等は一切受け付けません。

その他詳細については、提案要請書と併せて通知します。

## (7) ESCO 提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は、前記の現場ウォークスルー調査に参加後、調査結果および本県が提供する「12.配付資料」に示す資料を基に「11.ESCO 提案提出書類・作成要領」に従い、ESCO 提案提出書類を作成し、持参または郵送で提出してください。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

### ア 受付期間

平成〇〇年〇月〇日(〇) ~ 平成〇〇年〇月〇日(〇)

持参の場合の受付時間は、午前 9 時 00 分から 12 時 00 分および午後 1 時 00 分から 5 時 00 分まで

### イ 受付場所

(事務局) 長野県〇〇部〇〇〇〇課〇〇係

(住 所) 長野県長野市大字南長野字幅下 6 9 2-2

(電 話) 026-〇〇〇-〇〇〇

### ウ 提出書類

「11.ESCO 提案提出書類・作成要領」によるものとします。

## (8) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日までに提案辞退届（様式第 7 号）を 1 部、事務局に持参または郵送で提出してください。

## 6. 審査および審査結果の通知

### 6.1 審査

ESCO 提案の審査は、以下の要領で行います。なお、詳細は別途提示する「長野県 OOOOESCO 事業提案審査要領」によります。

審査委員会は、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」および「運転管理指針」などから、総合的に ESCO 提案書の審査を行います。

- (1) 提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、および、2件程度の優秀提案を選定します。
- (2) 最優秀提案者を ESCO 事業契約に向けての優先交渉権者とします。また、優秀提案者を次選交渉権者とします。

### 6.2 審査結果の通知および公表

- (1) 審査結果は、文書で通知するものとします。電話等による問い合わせには応じません。
- (2) 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。
- (3) 審査結果を講評としてまとめ、本県のホームページで公表します。

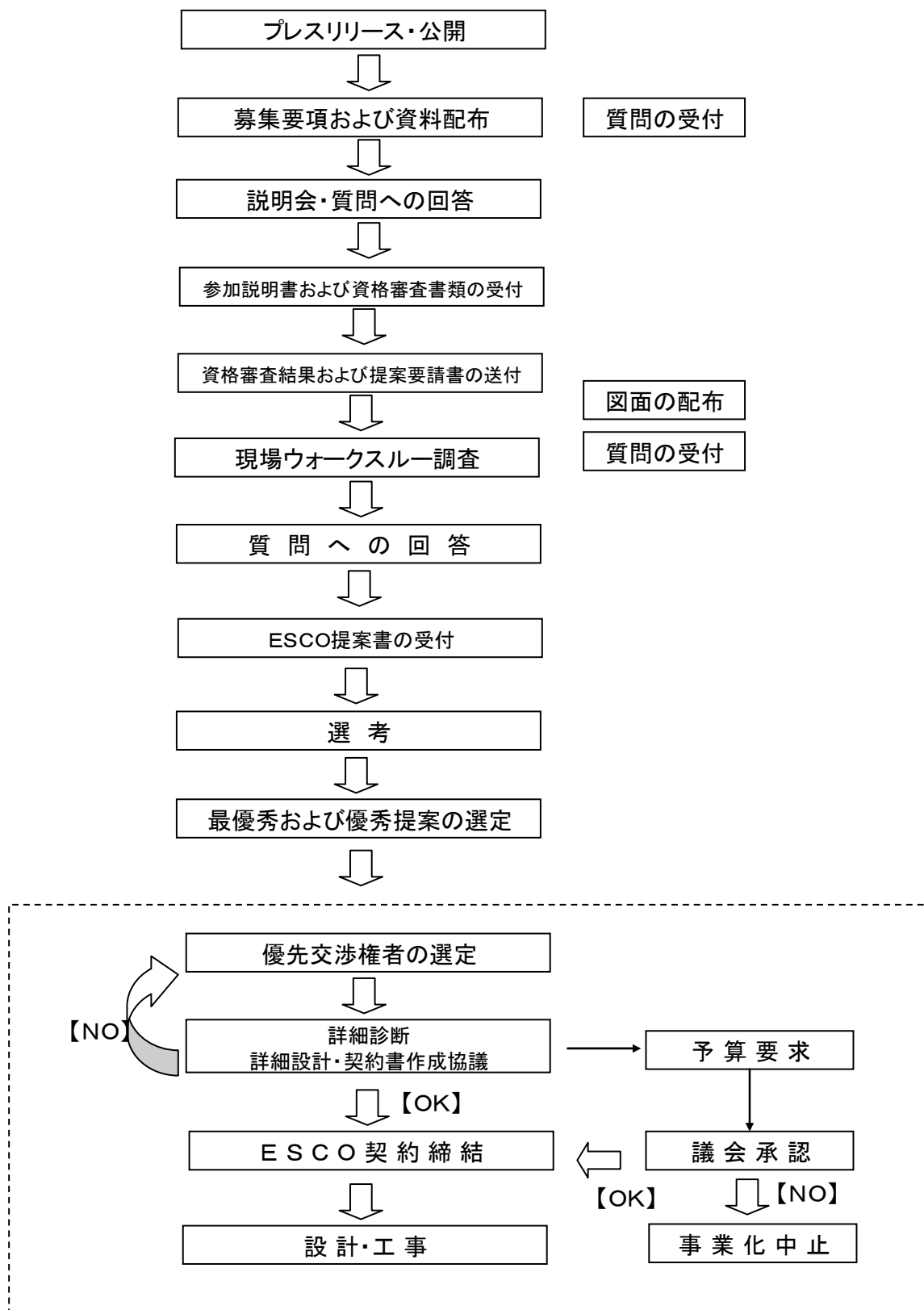
### 6.3 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本要項に違反すると認められる場合



## 6.4 提案募集審査の流れ



## 7. 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、ESCO 提案提出書類を作成するものとします。

### 7.1 提案の前提条件

- (1) 最低省エネルギー率等  
ア 対象施設全体の省エネルギー率が10%以上であること。  
イ 対象施設全体の二酸化炭素削減率が10%以上であること。
- (2) **ギャランティード・セイビング契約を実施できるもの。(シェアード・セイビングス契約を実施できるもの。)**
- (3) **熱源設備にかかる提案を含むこと。(←改修を条件とする設備がある場合は記載)**
- (4) ESCO事業費(本県の総支出額)が、平成〇〇年度から15年間(省エネルギー改修工事に建築要素を含む場合は、当該部分の耐用年数の範囲内で、事業者が提案する期間)の光熱水費等削減額の合計額を下回ること。

### 7.2 事業の遂行

- (1) 平成〇〇年3月末日までに試運転調整を含む省エネルギー改修工事等を完成させ、平成〇〇年4月1日からESCO サービスを提供すること。ただし、省エネルギー改修工事に建築要素を含む場合、実施および実施する場合は本県と協議のうえ定めます。
- (2) 「2.事業概要 2.5 業務の範囲」に示す業務を確実にすること。

### 7.3 事業資金計画等

- (1) 省エネルギー改修工事年度に必要な ESCO 設備設置費用(消費税を除く)に、計測・検証期間中の ESCO サービス料は含まれません。省エネルギー改修工事年度が複数年になる場合、本県は、地方自治法第 214 条に基づき、債務負担行為を設定し、支払うものとします。
- (2) 次年度以降(ESCO サービス提供期間)、本県は、地方自治法第 214 条に基づき、債務負担行為を設定し、本事業に必要な費用は、ESCO サービス料として ESCO 契約期間にわたり毎年支払うものとします。  
なお、本事業において保証金額以上のメリットが実運用で得られた場合の取り扱い(ボーナス条項)については、地方自治法第 214 条で「債務を負担する行為には予算で債務負担行為と定めておかなければならない」とあることから、予算の上限金額を超えるボーナス条項を適用することは出来ません。
- (3) ESCO サービスの提供開始が年度の途中からとなる場合の支払いについては、本県と協議のうえ定めます。
- (4) 優先交渉権者は、経済産業省等の省エネルギー改修に係る補助金の申請に関連する諸手続(会計検査対応含む)を、本県と協議のうえ行うものとします。  
なお、補助金が獲得出来ない場合は本県と協議します。

### 7.4 設計・施工に関する事項

次に示す施設概要データの他、「12.配付資料」に示される資料を参考に、省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修工事費用、光熱水費削減額、計測・検証手法を示す ESCO 技術提案書を作成してください。

事業実施にあたっては、既に設置の施設・設備を有効活用することを原則とします。

〈施設概要データ〉

- 施設名 : 長野県〇〇〇〇
- 所在地 : 長野県〇〇市〇〇〇〇
- 敷地面積 : 〇〇, 〇〇〇m<sup>2</sup>
- 延床面積 : 〇〇, 〇〇〇m<sup>2</sup>
- 建築構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、(地上〇階)
- 竣工年度 : 平成〇年度
- その他、施設概要データ

(過去3年間のエネルギー消費実績データ等) 配付資料参照

7.5 ベースラインおよび削減保証額の設定

(1) ベースラインの設定

- ア 応募者は、本県から提供される過去3年間のエネルギー消費量(電気、ガス、石油類)、上水道使用量および、熱源機器等の保守・修繕費の単純平均値を応募時のベースライン設定の単価としてください。

(ベースライン設定に用いる単価)

電気	〇〇円/kwh
プロパンガス	〇〇円/m <sup>3</sup>
灯油	〇〇円/L
上水道	〇〇円/m <sup>3</sup>
保守・点検	〇〇〇, 〇〇〇円/年
〇〇保守	〇〇, 〇〇〇円/年
〇〇点検	〇〇〇, 〇〇〇円/年

- イ 優先交渉権者は、詳細診断をもとにした包括的エネルギー管理計画書の作成時に、独自の推計方法によりベースラインの設定ができるものとします。その際は、外気温、稼働率、施設の使用法、エネルギー単価の変化等(以下「ベースライン変動要因」という。)によりベースラインが変動することから、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明示し、本県と合意する必要があります。

(2) 光熱水費削減額、削減予定額ならびに削減保証額の設定

- ア 応募者は、技術提案の内容に従い計算方法を明示したうえで、省エネルギー改修後の光熱水費削減額を算出するものとし、これを「削減予定額」とします。なお、計算に用いるエネルギー単価は別途提示する数値とします。

- イ 最低限保証する「削減保証額」は「削減予定額」の70%以上としてください。

また、「削減保証額」は、必ずESCO サービス料を上回るように設定しなければなりません。

なお、検証方法はESCO 提案に基づくものとし、保証値が得られない場合、事業者は速やかに新たなESCO 設備等を事業者の負担により追加導入し、省エネルギー効果の向上に努めなければなりません。

- ウ 「削減予定額」からESCO サービス料を減じたものを「本県の利益」とし、「削減保証額」からESCO サービス料を減じたものを「本県の保証利益」とし

ます。

## 7.6 ESCO 事業費の支払い等

### (1) ESCO 事業費の内訳

ESCO 事業費は、ESCO 設備設置費用と ESCO サービス料で構成され、ESCO 設備設置費用は、次のア に示す費用の合計とし、ESCO サービス料は ESCO サービス期間中の 次のイ に示す費用の合計とします。

なお、提案から契約までの期間中に、物価等について著しい変動が発生した場合には、本県と協議のうえ、額を見直すことができるものとします。

#### ア ESCO 設備設置費用

(ア) 詳細診断、設計を含む包括的エネルギー管理計画書作成及びその関連業務にかかる費用

(イ) 省エネルギー改修工事及びその関連業務にかかる費用（仮設事務所を設置した場合の光熱水費も含みます。ただし工事施工に必要な施設内で直接使用する光熱水費は無償とします。）

(ウ) ESCO 事業契約にかかる経費（なお、印紙代は事業者負担とします。）

(エ) その他、ESCO 事業に伴う経費（必要な調査費用等）

#### イ ESCO サービス料

(ア) 既存設備及び新たに導入した ESCO 設備に関する、運転管理及び維持管理の助言にかかる費用

(イ) 計測・検証にかかる費用

(ウ) その他、ESCO 事業に伴う経費

(エ) ESCO 事業の利益（事業者の提案によります。）

### (2) 事業費の支払い期間

ESCO 設備設置費用は、改修工事の工事施工完了確認後に支払います。ESCO サービス料は、ESCO サービス提供期間支払います。

なお、ESCO サービス契約期間は、期間満了時に本県がその延長を希望する場合は、協議に応じるものとします。

## (7.6 ESCO サービス料の支払い等

### (1) ESCO サービス料支払期間

優先交渉権者の提案する ESCO 契約期間とします。（ただし、最長〇〇年とします）

### (3) 支払方法（ESCO サービス料）

ア ESCO サービス料は、各年度にわたる均等払いとし、支払い回数と時期については、本県と優先交渉権者との協議によることを基本とします。なお、ESCO サービスの提供開始が年度の途中からとなる場合の支払いについては、本県と協議のうえ定めます。

イ 事業者は、以下に示す条件に基づき適正に ESCO サービス料を算定して、指定された期日までに本県に請求書を送付するものとします。

ウ 本県は、当該各年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果があることを確認したうえで、所定期日までに ESCO サービス料を支払います。

エ 「実現した光熱水費削減額」が「削減保証額」を下回る場合の当該年度分の ESCO サービス料は、「削減保証額－実現した光熱水費削減額」を ESCO サービス料から減じた額とします。

オ 「実現した光熱水費削減額－県の保証利益」が〇又は負の値となる場合は、当

該年度の ESCO サービス料は 0 円となることとします。

また、上記の場合、事業者は「当該年度に要した光熱水費+県の保証利益」からベースラインを減じた額を県に追加で支払うものとします。

カ 事業者の申し出を受け、ベースラインの見直しに係る要件に該当することを本県が妥当と判断した場合は、上記の限りではありません。

キ 支払いは、本県の通常の方法によるものとし、この募集要項に定めのないものは、長野県財務規則によるものとします。

ク ESCO サービス料および支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、ESCO 契約書で定めるものとします。

#### (4) ESCO サービス料の総支払額

ESCO サービス料の総支払額は、ESCO 契約期間中の以下に示す元金相当費用と、金利および事業者の利益を加えた額とします。なお、提案から契約までの期間中に、物価等について著しい変動が発生した場合には、本県と事業者が協議のうえ、額を見直すことができるものとします。

また、毎年支払われる ESCO サービス料は、各年度にわたる均等払いとします。

##### ア 元金相当費用

- ・ 詳細診断にかかわる費用
- ・ 省エネルギー改修工事にかかわる設計
- ・ 省エネルギー改修工事およびその関連業務にかかる費用
- ・ 計測・検証にかかる費用
- ・ 既存設備以外の新たに導入した設備に関する運転管理にかかる費用
- ・ 契約にかかる経費（なお、印紙代は事業者負担とする。）
- ・ 租税（税種別に示したもの）
- ・ その他、本 ESCO 事業に伴う経費（必要な調査費用等）

##### イ 金利の算出方法

- ・ 金利は、東京時間 10 時にテレレート 17143 頁発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース X 年物（円-円）金利スワップレートをを用いた基準金利とし、応募者の提案による利ざや（スプレッド）を加算した値とします。なお、金利設定の基準金利の X 年、および基準日は事業者の提案によるものとし、スプレッドは事業期間中見直すことはできません。
- ・ 基準金利は、契約時、事業者の提案による期間後に、ESCO サービス料金が削減保証額を超えない範囲で、見直すことを考慮します。本提案では固定金利で提案してください。）

#### (4) 光熱水費削減保証とベースラインの調整方法

ア 当該年度の光熱水費のベースラインが、包括的エネルギー管理計画書に定めるベースライン変動要因（※）にあてはまる場合は、事業者の申し出を受け、当該申し出を本県が妥当と判断した場合に、ベースラインの調整を行い、改めて本県と事業者の協議のもと、削減保証額を見直すことができます。

※削減額の算定に当たって、外気温や稼働率、施設の使用方法、エネルギー価格等の著しい変動や、運転管理方法の著しい変更があった場合。（以下それらの要因を「ベースライン変動要因」という。）

イ ベースライン変動要因に基づいた見直しにより修正された削減額の算定については、事業者が合理的な根拠を示して資料の作成を行うこととします。なお、ベースラインの調整は、別途計算方法等を示し、本県との協議により承諾を受けなければなりません。

#### (5) ESCO サービス料に係る債権の取り扱い

ESCO サービス料に係る債権は、譲渡または担保にすることができません。

ただし、あらかじめ本県の承認を受けたときはこの限りではありません。

## 7.7 運転および維持管理に関する事項

### (1) 運転及び維持管理に関する事項

#### ア 運転管理指針の提示について

事業者は、ESCO 設備及び本県の既存設備の最適な「運転管理指針（案）」を包括的エネルギー管理計画書内に添付する形で提案し、本県との協議で承諾された「運転管理指針」を作成するものとします。

本県は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理指針に則り、運転管理を行うものとします。

なお、事業者は、既存設備に関する運転状況を本県の了解の下に必要な応じて調査し、本県の運転管理が「運転管理指針」と著しく懸け離れている場合には、本県に対して適切な運転管理の提言を行うことができます。

#### イ ESCO 設備の維持管理について

(ア) 事業者は、本県に ESCO 設備の「維持管理計画書」を包括的エネルギー管理計画書と共に提出し、本県との協議で合意された維持管理計画に基づき、ESCO 設備の効率保持をするための維持管理に必要な助言を行うものとします。(を、自らの負担で行うものとします。)

事業者は、ESCO 設備の維持管理状況については、毎年、本県に報告しなければなりません。本県は、維持管理が計画どおりでなく、もしくは不十分である時は、事業者に対して必要な措置を命ずる場合があります。)

(イ) 事業者は、工事期間中から ESCO 事業サービス開始までの間については、施設運営に支障なきように維持管理するものとし、この際の維持管理にかかわる経費（光熱水費は除く）は、事業者の負担とします。

### (3) 保険について

事業者は、ESCO 設備について、工事期間中は自己の負担で保険に加入することとします。

## 7.8 計測・検証に関する事項

(1) 事業者は、提案により示した光熱水費削減額および削減保証基準額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を本県に提示し、ESCO 契約期間中において、ESCO 設備の計測・検証を行うものとします。

なお、施設全体と機器ごと（または提案手法ごと）で省エネルギー率、光熱水費削減額が分かるような計測・検証方法として下さい。

(2) 事業者は、計測・検証結果を定期的に県に報告をし、本県はそれを確認します。（報告回数については別途協議します。）

(3) 本県は、事業者による計測・検証の報告に疑義がある場合、第三者に依頼して計測・検証を行うことができるものとします。この結果が著しく懸け離れている時は、本県は事業者に対し、その費用を要求することができるものとします。この際、事業者は本県が合意できる新たな計測・検証手法を提示しなければなりません。

## 7.9 包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細診断終了後、前記の 7.1 から 7.8 に示す内容を併せた包括的

エネルギー管理計画書（最終提案書）を作成するものとします。ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離する場合は、次選交渉権者との契約交渉を開始することがあります。

この場合の包括的エネルギー管理計画書の作成にかかわる経費は、優先交渉権者の負担とします。

なお、包括的エネルギー管理計画書には、次の表に示す項目を含めるものとします。

包括的エネルギー管理計画書書類

	名称	内容
ア	計画総括内容	(1)改修項目一覧
		(2)ESCO 事業契約内容
イ	技術計画	(1)省エネルギー改修項目等の説明（省エネルギー計算含む）
		(2)環境への配慮事項
		(3)ESCO 設備と既存設備の関係
		(4)工事中の対応
		(5)契約終了後の対応
ウ	事業資金計画	本県の事業収支計画
エ	維持管理等	(1)維持管理計画
		(2)計測・検証計画
		(3)運転管理指針
		(4)維持管理費見積もり
		(5)緊急時対応
オ		提案項目ごとの計測検証方法
カ		改修機器配置予定図
キ		ベースライン等の設定および調整方法
ク		ESCO 事業サービス料の調整方法

#### 7.10 その他

この要項に定めることその他、ESCO 提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知します。

また、本県が承認した包括的エネルギー管理計画書等に疑義が生じた場合には、本県とESCO 事業者の両方で誠意を持って協議するものとします。



## 8. 事業の実施に関する事項

### 8.1 誠実な業務遂行義務

- (1) 事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要項、配付資料および ESCO 契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければなりません。
- (2) 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本県と ESCO 事業者の両方で誠意をもって協議することとします。

### 8.2 ESCO 契約期間中の事業者と本県の関わり

ESCO 事業は、事業者の責により遂行され、本県は ESCO 契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行います。

### 8.3 本県と事業者との責任分担

#### (1) 基本的考え方

事業者は、自身が持つ省エネルギーに関する知識とノウハウを最大限に発揮し、光熱水費の削減や省エネルギーを図るための ESCO 事業提案書を作成します。

提案書は、事業者選定の最大の根拠であるため、信頼性のあるものでなければなりません。

ESCO 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担しなければなりません。

ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができます。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

本県と事業者の責任分担は、原則として別添の「長野県〇〇〇〇ESCO 事業 予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで ESCO 提案を行うものとします。

なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとします。

#### (3) 事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細診断実施後、ESCO 契約の締結前に、契約が締結されない場合、以下の措置を講ずるものとします。

ア ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、本県からそれまでに要した費用を請求できるものとします。

イ 議会承認が得られないなど、本県の指示により事業が中止された場合、事業者は提案書で提示した詳細診断、包括的エネルギー管理計画書作成費に係る金額を上限に、その費用を請求できるものとします。

契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、ESCO 契約書において定めるものとします。

#### (4) 税制リスクに対する考え方

税制リスクの負担関係については、下記のとおりとします。

##### ア 消費税

消費税は、事業者が販売する物品・サービスの価格に含めて次々と転嫁され、最終的に物品・サービスを購入し、サービスの提供を受けるものが負担する税で



あるため、消費税に関するリスクはサービス料の支払い者である本県が負担するものとします。

イ 消費税以外の税

法人税等は、法人の企業活動によって得られる所得に対する課税であり、地域社会の費用を多数のもので負担するための本来的に事業者負担の税であるため、法人税等に関するリスクは事業者が負担するものとします。

ウ 税の新設

税の新設がなされた場合、当該新税がサービスを楽しむものが支払うべき税である場合には、サービス料の支払い者である本県が負担し、地域社会の中で収益を目的に事業を行うものが支払うべき税である場合には、事業者が負担するものとします。これに該当しない場合は、本県及び事業者が協議のうえ負担するものとします。

## 9. 契約に関する事項

### 9.1 契約の手順

本県と優先交渉権者は、長野県議会において本事業の予算が可決された場合、ESCO 契約締結のための手続きを行います。

### 9.2 ESCO 契約の概要

#### (1) 締結時期

平成〇〇年〇月（予定）

#### (2) 契約の概要

募集要項、包括的エネルギー管理計画書に基づき、随意契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修工事および運転・維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証量、支払方法などを定めるものとします。

また、本県と事業者の役割と責任および遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法および時期等について明記するものとします。

## 10. 参加表明時提出書類・作成要領

### 10.1 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを 2 部提出してください。

- (1) 参加表明書（様式第 2 号）
- (2) グループ構成表（様式第 3 号）
- (3) 履行保証書（様式第 4 号）
- (4) 印鑑証明書（受付日前 3 ヶ月以内に発行されたもの）
- (5) 商業登記簿謄本（受付日前 3 ヶ月以内に発行されたもの）
- (6) 納税証明書（最新決算年度のもの）
- (7) 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）
- (8) 会社概要（A4 判 1 部、様式第 5 号の 1～第 5 号の 3）
- (9) 特定建設業の許可証明書（写し可）
- (10) ESCO 関連事業実績一覧表（様式第 6 号）
- (11) 各資格者免許証の写し
- (12) 監理技術者免許証の写し

※ (1)～(8),および(10)については構成員全て、(9)は建設役割が提出してください。

### 10.2 作成要領

- (1) 参加表明書（様式第 2 号）  
グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出してください。
- (2) グループ構成表（様式第 3 号）  
応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にしてください。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書または覚書等の内容を添付してください。  
また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出してください。
- (3) 履行保証書（様式第 4 号）  
事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができます。
- (4) 印鑑証明書  
所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前 3 ヶ月以内に発行されたもの。
- (5) 商業登記簿謄本  
現に効力を有する部分の謄本で受付日前 3 ヶ月以内に発行されたものを綴じたもの。
- (6) 納税証明書  
最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各 1 通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出してください。
- (7) 財務諸表  
最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とします。  
また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付してください。
- (8) 会社概要

A4 判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革および主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを 1 部綴じたもの。

ア 設立年、代表者役職および氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（書式自由）

イ 企業状況表（様式第 5 号の 1）

ウ 有資格技術職員内訳表（様式第 5 号の 2）

エ 各役割の責任者業務実績表（様式第 5 号の 3）

その他、本 ESCO 事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付してください。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めます。

(9) 特定建設業の許可証明書

建設業法第 3 条第 1 項に規定する「特定建設業」、またはこれに類する許可証明書を提出してください。なお、写しでも可とします。

ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示してください。

(10) ESCO 関連事業実績一覧表（様式第 6 号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出してください。なお、事業実績には、有償の省エネルギー診断を含めることができます。

- ・ 事業名：契約書上の正確な名称を記載すること
- ・ 発注者：発注者名を記入すること
- ・ 受注形態：単独またはグループの別を記入すること
- ・ 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること（単位千円）
- ・ 契約年月日：契約締結日を記入すること
- ・ 契約期間：契約始期および終期を記入すること
- ・ 施投概要：施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入すること
- ・ 主な契約内容：対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類（ギャランティード・セイビングスまたはシェアード・セイビングス）、保証の有無、計測・検証の有無も明記すること

(11) 各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各代表 1 名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出してください。

(12) 監理技術者免許証の写し

建設役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出してください。

## 11. ESCO 提案提出書類・作成要領

### 11.1 ESCO 提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを15部提出してください。

- (1) 提案書提出届（様式第8号）
- (2) 提案総括表（様式第11号の1、第11号の2）
- (3) 技術提案書（様式第12号の1～第12号の5）
- (4) 事業資金計画書（様式第13号の1～第13号の5）
- (5) 維持管理等提案書（様式第14号の1～第14号の4）
- (6) 主要機器等の設置計画図（様式第15号）

### 11.2 作成要領

#### (1) 一般的事項

- ア 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとしてください。なお、原則としてフォントはMS 明朝体 10.5 ポイントで統一してください。
- イ 各提案書類には、各ページの下中央に(1)、(2)に記載の符号と通し番号をふるとともに、右下に本県が送付する提案要請書に記載されている提案要請番号を記載してください。
- ウ 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはなりません。
- エ 提案書提出届（様式第8号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類にESCO 提案書表紙（様式第9号）をそれぞれ付し、A4 縦長ファイルに綴じたもので提出してください。なお、A4 版以外の様式については、A4 版サイズに折り込んでください。
- オ 様式第13号の1～3については、予定する補助金が得られた場合と、得られなかった場合のそれぞれについて作成してください。
- カ エネルギーに関する換算値  
エネルギーに関する計算においては、下表の換算値で行ってください。

エネルギー種別	1次エネルギー換算	CO <sub>2</sub> 排出係数
電力	9.76 (MJ/kWh)	0.474 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
都市ガス	44.8 (MJ/Nm <sup>3</sup> )	1.36 (kg-CO <sub>2</sub> /Nm <sup>3</sup> )
LPG	50.8 (MJ/kg)	1.61 (kg-CO <sub>2</sub> /kg)
灯油	36.7 (MJ/L)	1.85 (kg-CO <sub>2</sub> /L)
A重油	39.1 (MJ/L)	1.89 (kg-CO <sub>2</sub> /L)
上水道	—	0.36 (kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup> )
再生可能エネルギー	—	0

#### (2) 提案総括表

- ア 改修提案項目一覧（様式第11号の1）  
省エネルギー改修項目ごとに、一次エネルギーおよび二酸化炭素排出の削減効果、年間削減額、工事他投資額、単純回収年について記載してください。
- イ ESCO 契約内容提案書（様式第11号の2）  
削減予定額、削減保証額、ESCO サービス料、契約期間について記載してください。

(3) 技術提案書

ア 省エネルギー改修項目等の説明（様式第 12 号の 1）

詳細検討に基づき、省エネルギー手法ごとに、改修前と改修後の設備（システム）構成図、当該設備に関するエネルギー消費状況の評価内容、省エネルギー改修項目の内容およびシステム説明、エネルギー消費量等に関する技術的、数値的根拠について記載してください。

イ 環境への配慮（様式第 12 号の 2）

NOX、SOX、ばいじん、騒音等の環境対策について記載してください。

ウ ESCO 設備と既存設備の関係（様式第 12 号の 3）

導入する省エネルギー手法が既存設備に更新や効率化改修に寄与する内容について記載してください。

エ 工事中の対応（様式第 12 号の 4）

工事施工にあたり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項、および品質管理、工事完了期限、設備引渡しに関する内容について記載してください。

オ 契約終了後の対応（様式第 12 号の 5）

ESCO 契約期間終了後の対応、ESCO 設備の扱いについて記載してください。

カ 建築要素にかかる改修の検討（様式第 12 号の 6）

省エネルギー改修工事に建築要素を含む検討を行った場合は、その内容について記載してください。

(4) 事業資金計画書

ア 事業収支計画書（様式第 13 号の 1）

契約期間中における、本県の事業全体に関する収支計画を作成してください。

用紙は A3 版横書きとします。

イ 事業収支計画書（様式第 13 号の 2）

ESCO 契約期間中の事業収支（事業者分）について記載してください。

なお、ESCO 事業終了時の設備の扱いについては、簿価並びに撤去費用を考慮しない方法で計算することとします。用紙は A3 版横書きとします。

ウ) 資金計画書（様式第 13 号の 3）

資金調達に関する考え方、外部借入の内訳、金利設定、その他資金調達手法として検討している事項を記入してください。

エ) 工事予算等経費計画書（様式第 13 号の 4）

初期投資に係る費用を記入のうえ、内訳を添付してください。

詳細診断費には、包括的エネルギー管理計画書作成の費用も含めます。

オ) 補助金関係提案書（様式第 13 号の 5）

想定している補助金の種類と金額、補助金の交付要件、提案内容での補助金獲得の可能性等に関する考察について記載してください。

(5) 維持管理等提案書

ア 維持管理計画書（様式第 14 号の 1）

(ア) 維持管理計画

ESCO 設備の維持管理業務に関する計画内容を記載してください。また、

コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せて記載してください。

(イ) 維持管理見積書

毎年要する費用と、その算定根拠を示してください。なお、別途作成する

- 内訳がある場合は添付してください。
- イ 計測・検証計画書（様式第 14 号の 2）
    - (ア) 省エネルギー効果の測定・検証方法  
エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための、適切な計測・検証方法を示してください。
    - (イ) 計測機器設置見積書  
計測・検証に必要な機器類の設置費用と、その算定根拠を示してください。なお、別途作成する内訳がある場合は添付してください。
    - (ウ) 計測・検証見積書  
毎年要する費用と、その算定根拠を示してください。なお、別途作成する内訳がある場合は添付してください。
    - (エ) その他特記事項  
コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば A4 版で記載してください。(枚数の制限はありません)
  - ウ 運転管理方針計画書（様式第 14 号の 3）
    - (ア) 運転管理方針  
ESCO 設備および本県の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、事業者と本県の役割について記載してください。また、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば記載してください。
    - (イ) 運転管理費見積書  
毎年要する費用と、その算定根拠を示してください。なお、別途作成する内訳がある場合は添付してください。
  - エ 緊急時対応提案書（様式第 14 号の 4）  
提案の安全性、信頼性、災害を含む緊急時対応方法の考え方について記載してください。
- (6) 主要機器等の設置計画図（様式第 15 号）  
提案する ESCO 設備等の設置箇所図を示してください。  
書式の仕様は自由とします。

## 12. 配付資料

### 12.1 配付資料の内容

提案要請書と併せて応募者に送付される配付資料（可能なものは電子データ）は次のとおりとします。

- (1) 施設概要
- (2) 過去 3 年間の月別光熱水費（電気、石油類、ガス、水道）および使用量
- (3) 機器リスト（電気、衛生、空調）
- (4) 系統図（電気、衛生、空調）
- (5) 単線結線図
- (6) 機械室配置図（熱源機械室、空調機械室）
- (7) 建物外観図（平面図、立面図）
- (8) 各階平面図（ダクト図、照明機器配置図）
- (9) その他詳細データ
- (10) 運転管理データ(日報、月報等)
- (11) 省エネルギー診断書

### 12.2 配付要領

上記の資料は、下記の要領で配付します。

- (1) 配付方法  
提案要請を受けた応募者に、無償で配付します。
- (2) 配付場所  
事務局にて直接配付します。
- (3) 配付期間  
平成〇〇年〇月〇日(〇)  
受付時間は、午前 9 時 00 分から 12 時 00 分および  
午後 1 時 00 分から 5 時 00 分まで



(別添1)

長野県〇〇〇〇  
ESCO 事業提出書類様式

平成〇〇年〇月

(長野県〇〇環〇〇課)

## 様式リスト

使用時期	区分番号	様式番号	書類名
参加表明		様式第1号	質問書
	①	様式第2号	参加表明書
	②	様式第3号	グループ構成表
	③	様式第4号	履行保証書
	⑧	様式第5号の1	企業状況表
	⑧	様式第5号の2	有資格技術職員内訳書
	⑧	様式第5号の3	各役割の責任者業務実績表
	⑨	様式第6号	ESCO 関連事業実績一覧表
提案共通		様式第7号	提案辞退届
	①	様式第8号	提案書提出届
		様式第9号	提出書類表紙の記載方法（共通）
選考		様式第10号	提出書類の体裁（共通）
	②	様式第11号の1	提案総括表（改修提案項目一覧表）
	③	様式第11号の2	提案総括表（ESCO 契約内容提案書）
	③	様式第12号の1	技術提案書（省エネルギー改修項目等の説明）
	③	様式第12号の2	技術提案書（環境への配慮）
	③	様式第12号の3	技術提案書（ESCO 設備と既設設備の関係）
	③	様式第12号の4	技術提案書（省エネルギー改修工事中の対応）
	③	様式第12号の5	技術提案書（契約終了後の対応）
	③	様式第12号の6	技術提案書（建築要素にかかる改修の検討）
	④	様式第13号の1	事業資金計画表（事業収支計画書）
	④	様式第13号の2	事業資金計画表（事業者収支計画書）
	④	様式第13号の3	事業資金計画表（資金計画書）
	④	様式第13号の4	事業資金計画表（工事予算等経費計画書）
	④	様式第13号の5	事業資金計画表（補助金関係提案書）
	⑤	様式第14号の1	維持管理等提案書（維持管理計画書）
	⑤	様式第14号の2	維持管理等提案書（計測・検証計画書）
	⑤	様式第14号の3	維持管理等提案書（運転管理方針計画書）
	⑤	様式第14号の4	維持管理等提案書（緊急時対応提案書）
	⑥	様式第15号	主要機器等の設置計画図

※ 様式第13号の1, 2, 3については、補助金有・無別に提出するものとする。

※ 各様式中、該当しない項目については記入不要とする。

(様式第1号)

## 質 問 書

事業名称：長野県〇〇〇〇ESCO 事業

標記事業について、以下の質問をします。  
質問内容：

平成 年 月 日

長野県知事 様

提出者：

所在地  
商号又は名称 (\*1)  
実務担当責任者  
電話番号  
FAX番号  
E-mail

(印)

※1：グループで参加の場合は、グループの代表企業名を記入のこと

※2：質問はこの用紙1枚につき1件とする

(様式第 2 号)

## 参加表明書

事業名称：長野県〇〇〇〇ESCO 事業

標記事業の提案書に基づく選定の参加の意思がありますので、プロポーザル参加資格の審査を申請します。なお、この参加表明書および添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

長野県知事 様

提出者：

所在地 (\*1)

商号又は名称 (\*2)

代表者氏名

(実印)

電話番号

F A X 番号

\*1：建築士法上主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地を（ ）書で上段に記載すること。

\*2：グループで参加の場合は、グループの代表企業名を記入すること。

(様式第 3 号)

## グループ構成表

事業名称：長野県○○○○ESCO 事業

標記事業の提案書に基づく選定の参加に関しまして、以下の構成員で申請いたします。

平成 年 月 日

長野県知事 様

代表者：

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 (実印)  
電話番号  
FAX番号  
担当役割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ( )]

その他企業グループ構成員：

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 (実印)  
担当役割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ( )]

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 (実印)  
担当役割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ( )]

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 (実印)  
担当役割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ( )]

(様式第 4 号)

## 履 行 保 証 書

長野県知事 様

■■■■■■■■は、▲▲▲▲▲▲が長野県〇〇〇〇ESCO 事業に関する ESCO 事業提案の優秀提案として採用され、最終的に県と▲▲▲▲▲▲が ESCO 契約を締結した場合、▲▲▲▲▲▲に係る ESCO 事業の遂行を保証いたします。

万一、提案者である▲▲▲▲▲▲において、ESCO 事業の遂行に支障のある場合には、■■■■■■は保証人として責任を持って事業を遂行し、長野県〇〇〇〇の運営に支障を及ぼさないために、県と▲▲▲▲▲▲が締結した ESCO 契約に基づく一切の義務を引き継ぎ、誠意を持って迅速に履行することを誓約します。

保 証 人  
所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号  
F A X 番 号

■■■■■■■■ (実印)

## 企業状況表

住 所	
商号または名称	
代 表 者 名	
建設業許可番号	
経営事項審査点数（総合評点）	
ISO 9000 シリーズ 認証取得状況	(認証部署等 ) (適用規格 ) (審査登録機関 ) (登録番号 )
ISO 14000 シリーズ 認証取得状況	(認証部署等 ) (適用規格 ) (審査登録機関 ) (登録番号 )
地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する。	有 無 (有の場合の理由 )
本募集要項の公示の日から提案書提出日までの期間に本県入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けている。	有 無 (有の場合の理由 )
公示の日から提案書提出日までの期間に建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 3 項もしくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている。	有 無 (有の場合の理由 )
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律 77 号)第 3 条または第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している。	有 無 (有の場合の理由 )
商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている。	有 無 (有の場合の理由 )
民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている。	有 無 (有の場合の理由 )
会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による構成手続開始の申し立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。)をしている、または更正手続開始の申し立てをなされている。	有 無 (有の場合の理由 )

注) 必要事項を記入し、対応する部分には○を付けること。

### 有資格技術職員内訳表

有資格技術職員内訳			人 数		合 計
建 築 工 事	一級建築士		人		
	一級建築施工管理技士		人		
	二級建築施工管理技士	建築	人	小計	___人
		躯体	人		
		仕上げ	人		
	監理技術者		人		
その他(*1)		人			
電 気 工 事	一級電気工事施工管理技士		人		
	二級電気工事施工管理技士		人		
	監理技術者		人		
	その他(*1)		人		
管 工 事	一級管工事施工管理技士		人		
	二級管工事施工管理技士		人		
	監理技術者		人		
	その他(*1)		人		
技 術 士	建設	人	小計	___人	
	電気・電子	人			
	機械	人			
	衛生工学	人			
エネルギー管理士		人			
建築設備士		人			
その他(*1)		人		人	

\*1：その他については、可能な範囲で具体的に記入すること。

(企業名： )



### 各役割の責任者業務実績表

分 担 氏名・年齢	実務経験年数	過去に従事した ESCO 事業等 類 似 業 務 の 実 績		
	資 格	実施年度	立場	業務概要
事業役割責任者 社名 ----- 氏名 ----- 年齢 才	経験年数 年			
	資格の種類： -----			
設計役割責任者 社名 ----- 氏名 ----- 年齢 才	経験年数 年			
	資格の種類： -----			
建設役割責任者 社名 ----- 氏名 ----- 年齢 才	経験年数 年			
	資格の種類： -----			
その他役割責任者 社名 ----- 氏名 ----- 年齢 才	経験年数 年			
	資格の種類： -----			

注：本提案における実務上の各役割の責任者を記入のこと。

ESCO 事業等とは、省エネ診断、建築・設備設計、工事の実績も含む。

(グループ名(企業名)： )

### ESCO関連事業実績一覧表

事業件名	発注者	受注形態	契約金額 (千円)	契約年月日	契約期間	施設の概要			主な契約内容				
						用途	構造・ 規模面積	工事完了 年月	対象機器	対象建物 全体の省エ ネルギー率	パフォーマンス契約の 有無と種類 (ギランティード/シェアード)	保証の 有無	計測・検証 の有無
							m <sup>2</sup>	年 月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m <sup>2</sup>	年 月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m <sup>2</sup>	年 月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m <sup>2</sup>	年 月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m <sup>2</sup>	年 月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m <sup>2</sup>	年 月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m <sup>2</sup>	年 月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無

注 1) 受注形態の欄には、単独、JVの別を記入すること。

注 2) 構造は、構造種別・地上階数/地下階数を記述すること。(例：RC-5/1)

注 3) ESCO 事業におけるパフォーマンス契約とは、省エネルギー改修による経費削減分で全ての経費を賄う契約であり、その中で、ギランティード・セービングス契約では実際の金融負担を発注者が負い、シェアード・セービングス契約は ESCO 事業者が実際の金融負担を負う形態となる。

注 4) 上記の各契約を証明できる書類は提出、提示する必要はないが、別途、提示を求めることがある。

注 5) 過去 3 年間に国または地方自治体と契約した ESCO 事業の実績を記述すること。

(企業名： )

(様式第7号)

## 提案辞退届

事業名称：長野県〇〇〇〇ESCO事業

提案要請番号：

標記事業への提案書に係る選定の参加を以下の理由により、辞退します。

提案辞退理由：

平成 年 月 日

長野県知事 様

提出者：

所在地 (\*1)

商号又は名称 (\*2)

代表者氏名

(実印)

電話番号

F A X 番号

\*1：建築士法上主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地を（ ）書で上段に記載すること。

\*2：グループで参加の場合は、グループの代表企業名を記入すること。

## ① 提案書提出届

1. 事業名称：長野県〇〇〇〇ESCO 事業
2. 提案要請番号：

標記事業に関しまして、下記の提案書類を提出いたします。

平成 年 月 日

長野県知事 様

提出者名（企業名又はグループの代表企業名）：  
所在地（\*1）  
商号又は名称（\*2）  
代表者氏名（実印）

事務担当責任者氏名  
所属 職名

電 話  
F A X 番 号

### 記

提出書類	
<input type="checkbox"/>	②提案総括表
<input type="checkbox"/>	③技術提案書
<input type="checkbox"/>	④事業資金計画書
<input type="checkbox"/>	⑤維持管理等提案書
<input type="checkbox"/>	⑥主要機器等の設置計画図
<input type="checkbox"/>	⑦環境活動説明書

\*1：建設業法上の主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地を（ ）書で上段に記載すること。

\*2：グループで参加の場合は、グループの代表企業名を記入すること。

\*3：□は該当する個所を塗りつぶすこと。

(様式第 9 号)

### 提出書類表紙の記載方法 (サイズは A4 版とする)

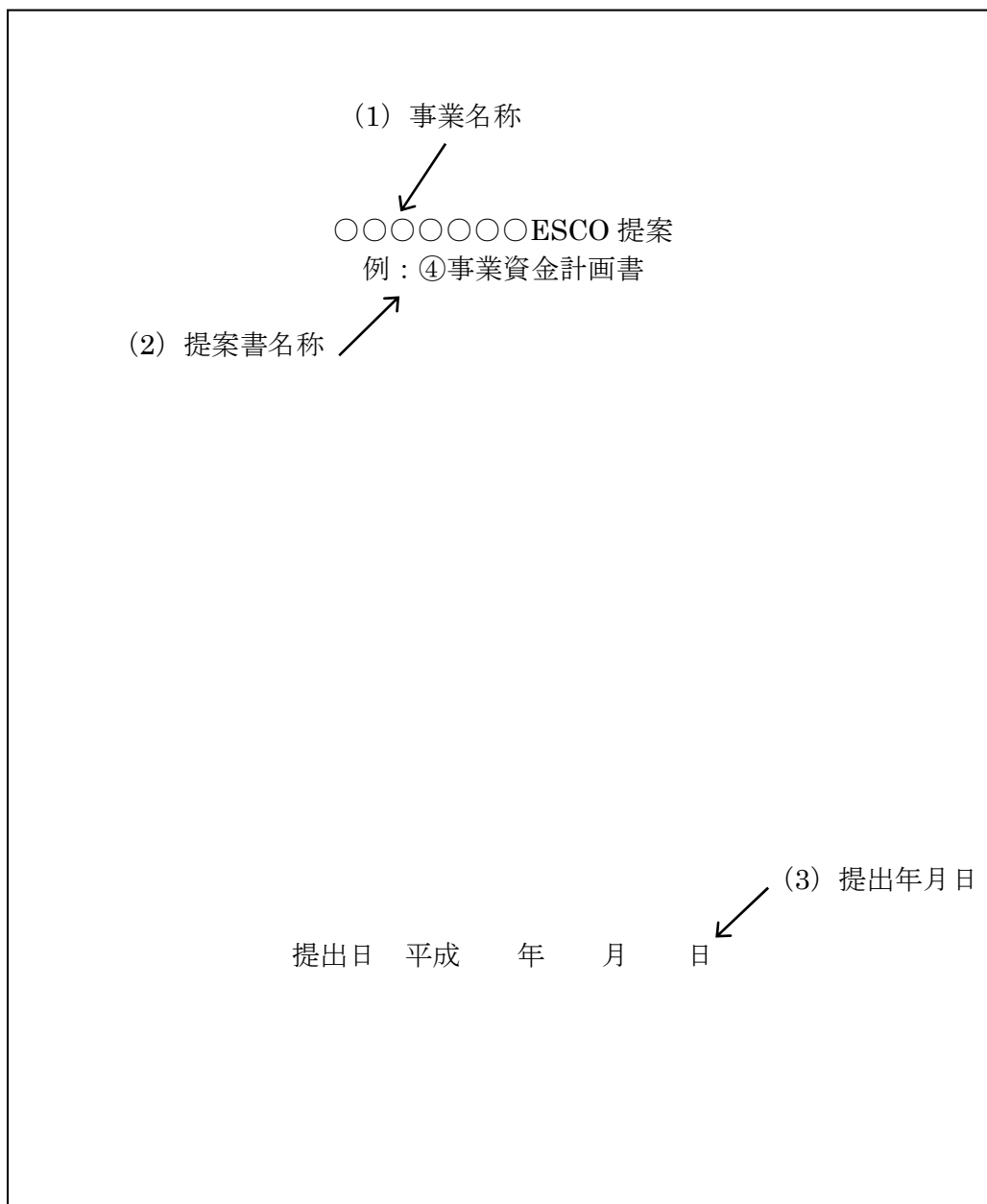
(1) 提案書名称

提案の種類毎に①～⑧の提案書名称を記述すること。

(文字の大きさ：太字，MS 明朝体 16 ポイント)

(2) 提出年月日

提出日を記入すること。(文字の大きさ：MS 明朝体 14 ポイント)



(様式第 10 号)

提出書類の体裁 (サイズは A4 版とする)

(1) 通し番号

提案書本文の各ページ下部中央に通し番号を入れること。(例：②－〇)

文字の大きさ：MS 明朝体 10.5 ポイント

(2) 本文

文字の大きさ：MS 明朝体 10.5 ポイント

字数：40 行×40 文字程度

(3)本文

(1)各提案書番号      ページ番号

②－1

(事業名称： )  
(提案要請番号： )

(様式第 11 号の 1)

## ② 提案総括表

### a. 改修提案項目一覧表 (消費税込み)

提案項目	電気・ガス・石油類 市水・井水 使用量		1次エネルギー ベース量 〇〇〇〇MJ/年		二酸化炭素 ベース量 〇〇〇kg-CO <sub>2</sub> /年		年間 削減額 円/年 A	工事他 投資額 円 B	単純 回収年 年 B/A
	種別	削減量 単位	削減量 MJ/年	削減率 %	削減量 kg-CO <sub>2</sub> /年	削減率 %			
計	—	—							

注) 水については、1次エネルギー・二酸化炭素の削減量・削減率は計上しないこと。

(事業名称 : )  
(提案要請番号 : )

(様式第 11 号の 2)

## b. ESCO契約内容提案書

ESCO事業期間における事業収支を下表に基づき記述のこと。

補助金無し (消費税込み)

①	年間削減予定額	円/年	
②	年間削減保証額	円/年	
③	年間ESCOサービス料	円/年	
④	年間の県の保証利益	円/年	②-③
⑤	契約期間	年	
⑥	削減予定総額	円	①×⑤
⑦	削減保証総額	円	②×⑤
⑧	ESCOサービス料総額	円	③×⑤
⑨	県の保証利益総額	円	④×⑤

補助金有り (消費税込み)

①	年間削減予定額	円/年	
②	年間削減保証額	円/年	
③	年間ESCOサービス料	円/年	
④	年間の県の保証利益	円/年	②-③
⑤	契約期間	年	
⑥	削減予定総額	円	①×⑤
⑦	削減保証総額	円	②×⑤
⑧	ESCOサービス料総額	円	③×⑤
⑨	県の保証利益総額	円	④×⑤

(事業名称 : )  
(提案要請番号 : )















(様式第 13 号の 1)

### ④ 事業資金計画書

a. 事業収支計画書 (補助金: 有 / 無) (ESCO契約期間       年)

(消費税込み 単位: 円)

年 度	H●	H●	H●	H●	H●	...	H●	H●	合 計
	改修年度	初年度	2年度	3年度	4年度	...	14年度	15年度	
ESCO設備設置費用		—	—	—	—	—	—	—	
光熱水費 ①									
削減予定額 ②	—								
削減保証額 ③	—								
ESCOサービス料 ④	—								
定期点検費用 ⑤	—								
本県の予定利益 (=②-④-⑤)	—								
本県の保証利益 (=③-④-⑤)	—								

※1 : A3 版横書きで作成すること。

※2 : 定期点検費用の欄には、新規導入する機器のうち、定期点検、分解整備が必要な機器については、点検費用を機器別、年度別に記入すること。

※3 : ※2 と同様に、既存設備についても継続して使用する場合は、点検費用の記入を行うこと。

※4 : 適宜、項目の追加を行うこと。

(事業名称 : )  
(提案要請番号 : )

(様式第 13 号の 2)

#### ④ 事業資金計画書

b. 事業者収支計画書 (補助金： 有/無 ) (金利： % (基準金利 %、スプレッド %))  
 (消費税込み 単位：円)

収支内訳	0年度	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	・・・	終了年	合計
<b>Cash-In計①</b>									
調達資金 (借入/自己資金)									
補助金									
ESCOサービス料	-								
その他 <sup>※1</sup>									
<b>Cash-Out計②</b>									
詳細診断費 (様式13号の4)		-	-	-	-	-	-	-	
設計費 (様式13号の4)		-	-	-	-	-	-	-	
工事費 (様式13号の4)		-	-	-	-	-	-	-	
計測機器設置費 (様式14号の2)		-	-	-	-	-	-	-	
工事監理費 (様式13号の4)		-	-	-	-	-	-	-	
維持管理費 (様式14号の1)	-								
計測・検証費 (様式14号の2)	-								
運転管理費 (様式14号の3)	-								
保険料	-								
借入金返済	-								
金利償還分	-								
固定資産税	-								
その他 <sup>※1</sup>									
<b>キャッシュフロー①-②</b>									
借入金残高									

※1：可能な範囲で詳細に記載すること。

※2：A3版横書きで作成すること。

(事業名称： )  
 (提案要請番号： )



## ④ 事業資金計画書

### c. 資金計画書 (補助金: 有 / 無)

#### 1) 事業費の調達方法に関する考え方

各々の役割分担を担う応募者が、複数の企業で構成される場合は、企業毎の内訳を記入すること。

事業費総額  百万円		事業役割	設計役割	建設役割	その他
	企業名				
自己資本					
外部借入等					
補助金					

#### 2) 金利設定について

基準金利 (a)	
スプレッド (b)	
設定金利 (a+b)	
基準金利の選定日、年数	
スプレッド設定根拠 (考え方)	

金利は、東京時間 10 時にテレレート 17143 頁発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース X 年物 (円-円) 金利スワップレートを用いた基準金利とし、応募者の提案による利ざや(スプレッド)を加算した値とします。なお、金利設定の基準日は事業者の提案によるものとし、スプレッドは事業期間中見直すことはできません。

#### 3) その他、資金調達手法として検討している事項があれば記入すること。

--

(事業名称: )  
(提案要請番号: )

## ④ 事業資金計画書

### d. 工事予算等経費計画書

初期投資に係る費用を記入の上、内訳を添付すること。

(消費税込み)

項目	金額(円)	備考
詳細診断費		包括的エネルギー管理計画書作成費含む
設計費		
工事費		
工事監理費		
その他 <sup>※1</sup>		
合計		

※1：別途作成する内訳がある場合は添付すること。

(事業名称： )  
(提案要請番号： )



## ⑤ 維持管理等提案書

### a. 維持管理計画書

#### 1) 維持管理計画

ESCO 設備の維持管理業務に関する計画内容について記述すること。

また、維持管理業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、記述すること。

書式の仕様は、A4 版 1 枚以内かつ、1,000 字以内で記載すること。

#### 2) 維持管理見積書

(消費税込み)

項目	金額 (円/年)	備考 (積算根拠共)
合計		

注) 毎年かかる経費を記入し、内訳を添付すること。

(事業名称 : )  
(提案要請番号 : )

## ⑤ 維持管理等提案書

### b. 計測・検証計画書

#### 1) 省エネ効果の測定・検証方法

省エネ改修項目	省エネ効果の測定・検証方法

#### 2) 計測機器設置見積書

(消費税込み)

名称	数量	単位	単価 (円)	金額 (千円)	備考
合計					

#### 3) 計測・検証費見積書

(消費税込み)

項目	金額 (円/年)	備考 (積算根拠共)
合計		

注) 毎年かかる経費を記入し、内訳を添付すること。

#### 4) その他

計測・検証業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、記述すること。

書式の仕様は、A4 版 (縦) で記載すること。(枚数の制限はない)

(事業名称 : )  
(提案要請番号 : )

## ⑤ 維持管理等提案書

### c. 運転管理方針計画書

#### 1) 運転管理方針

ESCO 設備及び本県の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、本県と ESCO 事業者の役割について記述すること。

また、運転管理を行う上で、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、記述すること。

書式の仕様は、A4 版（縦）で記載すること。

#### 2) 運転管理費見積書

(消費税込み)

項目	金額 (円/年)	備考（積算根拠共）
合計		

注) 毎年かかる費用を記入すること。また、別途作成する内訳がある場合は、添付すること。

(事業名称： )  
(提案要請番号： )



## ⑥ 主要機器等の設置計画図

提案する ESCO 設備等の設置箇所図を示すこと。  
書式の仕様は自由とする。

主要設備機器等の設置箇所図



(別添2)

長野県〇〇〇〇  
ESCO 事業リスク分担表

平成〇〇年〇月  
(長野県〇〇部〇〇課)

予想されるリスクと責任分担表

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本県	ESCO事業者	
共通	募集要領の誤り	募集要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	ESCO 提案の誤り	ESCO 事業の提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	保険	事業の中止・延期	施設の設計・改修における履行保証保険		○
			本県の指示によるもの	○	
			施設改修に必要な許可等の遅延によるもの		○
			事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		本県の事業放棄・破綻によるもの	○		
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○		
	物価	急激なインフレ・デフレ (設計費に対して影響のあるもののみを対象とする)	○		
	設計変更	本県の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
応募コスト	応募コストの負担		○		
建設段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○		
	物価	急激なインフレ・デフレ	○		
	用地の確保	設置場所の確保、資材置き場の確保	○		
	設計変更	本県の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
	工事遅延・未完工	本県の責務による工事遅延・未完工による引渡しの遅延	○		
		事業者の責務による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○	
	工事費増大	本県の指示・承諾による工事費の増大	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
一時的損害	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○		
	引渡し前に工事に起因し施設に関して生じた損害		○		
支払関連	支払遅延・不能	支払遅延・不能によるもの（下記以外）	○		
		計測・検証報告の遅延により支払を留保する場合		○	
		省エネ保証に係る省エネ保証行為の不履行		○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、本県の責による事業内容の変更	○		
		事業者が必要と考える計画変更		○	
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○	
	施設・設備等の現状変更	事業者の都合による施設・設備の様式替え、新設及び増設		○	
施設損傷	ESCO 設備に係る事故・火災による本県施設の損傷		○		

		ESCO 設備に起因する本県施設への障害		○
		上記以外の事故・火災による本県施設の損傷	○	
	瑕疵担保	ESCO設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災・戦争などの不可抗力による本県施設の損傷	○	
		火災・天災・戦争などの不可抗力によるESCO設備等の損傷	○	
	機器の不良	ESCO設備が所定の性能を達成しない場合		○
	光熱水費単価	光熱水費単価の変動	○	
	エネルギー消費量	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		上記以外の変動要因の場合	○	○
利用者等に及ぼした損害賠償	ESCO 設備に起因して生じた利用者への損害に対する賠償	○	○	
計測・検証	機器の不良	ESCO 設備が所定の性能を達成しない場合		○
	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○
		計測・検証に必要な本県からの情報提供の遅延・不能	○	
	光熱水費単価	光熱水費単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
上記以外の変動要因の場合		○	○	
保障関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本県施設運営・業務への障害		○

## 長野県〇〇〇〇ESCO 事業提案審査要領

長野県〇〇〇〇ESCO 事業に係る ESCO 事業提案の審査は、学識経験者及び長野県職員等で構成される長野県〇〇〇〇ESCO 事業提案審査委員会（以下、「審査委員会」という。）により、以下の要領に従い行う。

### 1 提案者の募集から ESCO 事業者選考審査に至る過程

- (1) 公告及び記者発表
- (2) 募集要項配布
- (3) 質問受付
- (4) 説明会及び質問回答
- (5) 参加表明書及び資格確認書類の受付
- (6) 提案要請書の送付
- (7) 現場ウォークスルー調査
- (8) 提案書の受付
- (9) ヒアリングの実施
- (10) 最優秀及び優秀提案の選出、結果通知、結果公表

### 2 ESCO 事業者審査及び選定の流れ

- (1) 応募資格の確認

ESCO 事業提案への参加を表明した ESCO 事業者に提案要請をするにあたり、ESCO 事業者応募資格要件に従って応募者の応募資格の確認を行い、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

- (2) 最優秀及び優秀提案の選定

審査委員会により、提出された提案の中から最も優れていると考えられる提案（最優秀提案）を1件、その他2件程度の優秀提案を選定する。

(参考 審査・選定後の事業の流れ)

- (1) 詳細協議

最優秀提案をした ESCO 事業者（以下「選定 ESCO 事業者」という。）は、長野県との間で、以後の詳細診断、包括的エネルギー管理計画書（最終提案書）作成及び契約を締結するまでの諸条件について詳細協議を進める。

なお、この際の協議は、当該 ESCO 事業者の提案の範囲内で行われるものとする。

- (2) 最終 ESCO 事業者の決定

選定 ESCO 事業者は、詳細診断を行い、その結果について長野県と協議を行

う。選定 ESCO 事業者との協議が整わない場合には、優秀提案を行った数社の範囲内において、次順位の者との協議を行う。この結果、長野県が契約を行うこととした ESCO 事業者（最終 ESCO 事業者）との間で、長野県の予定価格の範囲内で契約を締結する。

### 3 審査の流れ

審査委員会は、「二酸化炭素削減、省エネルギー効果」、「財政的側面」、及び「技術、維持管理、計測・検証手法」等について総合的に ESCO 提案書の審査を行い、最優秀提案 1 件及び優秀提案 2 件程度を選定する。

なお、審査は「補助金無し」、「補助金有り」両方の場合について、審査の対象として取り扱い、「補助金無し」、「補助金有り」の比率については、50 対 50 とする。

審査は以下の要領で行う。

- (1) 評価項目は以下のとおりとし、各項目の配点は別表のとおりとする。ただし、評価項目及び配点の最終的な判断は、審査委員会によって行われるものであり、審査委員会における協議を踏まえて評価項目又は配点の一部を変更することができる。
  - ア ESCO 契約期間中の各年の県利益が大きいこと
  - イ 15 年間の本県の利益総額が大きいこと（※1）
  - ウ 最低保証基準額が高いこと（※2）
  - エ 提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること
  - オ ESCO 契約期間が可能な限り短いこと
  - カ 補助金等の確保の可能性が高いこと
  - キ 対象建物全体の省エネルギー率が大きく、さらに省エネルギー効果が十分あること
  - ク 二酸化炭素排出の削減効果が高いこと
  - ケ NOx、Sox、ばいじん、騒音等についての環境性が配慮されていること
  - コ 技術提案に具体性・妥当性があること
  - サ 工事費用の算出に具体性・妥当性があること
  - シ 設備維持管理、計測・検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること
  - ス 提案に基づく工事施工・運転管理が本県施設の運営・業務に支障のないこと
  - セ 既設機器の更新に係る配慮があること
  - ソ 提案に先進性・独自性があること
  - タ 建築要素にかかる改修の検討を行っていること
  - チ 提案の安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確であること
  - ツ 優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、本県に ESCO サービスの提供ができること

- テ ESCO 契約期間終了後の対応について提案があること
- ト 提案が全体としてバランスが良く優れていること
- ナ 技術提案に信頼性があること

※1： 応募者が提案する事業期間にかかわらず、全ての提案について、ESCO 設備導入後 15 年間の利益総額を評価する。なお、ここでいう利益総額とは、「15 年間の ESCO 事業による光熱水費削減額－ESCO 設備設置費用－契約期間中の ESCO サービス料の総額－定期点検費」であり、光熱水費削減額の算出基準となるベースラインは、過去 3 年間のエネルギー消費量及び上水道使用量の単純平均値に、「ESCO 事業提案募集要項」の「7.5 (1) 提示条件のベースライン及び削減保証基準額の設定」に示す単価を用いて算出した金額とし、各社同一とする。但し、妥当な計算方法を明示した上で、独自に算出したベースラインによる計算を併記することができるものとする。

※2： 「ESCO 事業提案募集要項」の 7.5 (2)「光熱水費削減額、削減保証基準額並びに最低保証基準額の設定」を参照のこと。

- (2) 上記の審査結果に従い、総合得点の最も大きい提案をした ESCO 事業者を最優秀提案とし、選定 ESCO 事業者とする。その他、上位 2 社程度を優秀提案として順位を付して選出する。
- (3) 審査委員会の開催に先立って事務局から ESCO 事業者に対し必要に応じてヒアリングを行う場合がある。  
また、審査委員会において ESCO 提案提出者によるプレゼンテーションを行い、審査の参考とする。

#### 4 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 提案募集要領に違反すると認められる場合
- (5) 提出書類に重要な事実について記載がなかった場合
- (6) ESCO 契約期間中において、ESCO 事業者の利益総額が赤字となり ESCO 事業が成立しない提案
- (7) 補助金有りの提案の場合は、補助金の申請要件に対して不適合と認められる場合
- (8) ESCO 提案の内容が、別表の備考欄に掲げる失格の条件に一つでも該当する場合

## 5 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査の結果は、応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じません。
- (2) 原則として応募者からの審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。
- (3) 県は、審査結果（優秀提案等）をまとめて、県ホームページへの掲載などにより公表する。

表 ESCO提案審査評価項目

採点個表( 委員)

評価項目		採点基準	点数	係数	評定点	備考(※3)
経済性	ア ESCO契約期間中の各年の県利益が大きいこと	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出	5	5	25	
	イ 15年間の本県の利益総額が大きいこと(※1)	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出	5	5	25	
	ウ 最低保証基準額が高いこと(※2)	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出	5	4	20	
	エ 提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること	5:信頼性が高い 4:やや信頼性が高い 3:中程度である 2:やや信頼性が低い 1:信頼性が低い	5	4	20	提案者の経営状況や資金調達計画が不良(※4)の場合は失格
	オ ESCO契約期間が可能な限り短いこと	最少年数を「5」点とし、その他の得点を(最少年数/当該年数)×5で算出	5	2	10	
	カ 補助金等の確保の可能性が高いこと	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや乏しい 1:乏しい	5	4	20	
環境性	キ 対象建物全体の省エネルギー率が大きく、さらに省エネルギー効果が充分あること	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出	5	5	25	
	ク 二酸化炭素排出の削減効果が高いこと	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出	5	5	25	
	ケ Nox、Sox、ばいじん、騒音等についての環境性が配慮されていること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	5	4	20	
提案妥当性	コ 技術提案に具体性・妥当性があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	5	3	15	設置場所等を含め、明らかに具体性・妥当性を欠く場合は失格
	サ 工事費用の算出に具体性・妥当性があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	5	3	15	工事費用の算出が、明らかに具体性・妥当性を欠く場合は失格
	シ 設備維持管理、計測・検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	5	5	25	
その他	ス 提案に基づく工事施工が本県施設の運営・業務に支障がないこと	5:支障がない 4:ほぼ支障がない 3:中程度である 2:支障が出る可能性がある 1:明らかに支障がある	5	4	20	提案による工事施工・運転管理が施設の運営・業務に明らかに支障がある場合は失格
	セ 既設機器の更新に係る配慮があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	5	3	15	
	ソ 提案に先進性・独自性があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	5	3	15	
	タ 建築要素にかかる改修の検討を行っていること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	5	5	25	
	チ 提案の安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確であること	5:明確である 4:ほぼ明確である 3:中程度である 2:やや明確さに欠ける 1:明確でない	5	1	5	提案の安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確でない場合は失格
	ツ 優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、本県にESCOサービスの提供ができること	5:信頼性が高い 4:やや信頼性が高い 3:中程度である 2:やや信頼性が低い 1:信頼性が低い	5	1	5	
	テ ESCO契約期間終了後の対応について提案があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	5	4	20	
	ト 提案が全体としてバランスが良く優れていること	5:優れている 4:やや優れている 3:中程度である 2:やや劣る 1:劣る	5	5	25	
	ナ 技術提案に信頼性があること	5:信頼性が高い 4:やや信頼性が高い 3:中程度である 2:やや信頼性が低い 1:信頼性が低い	5	5	25	
評定点合計(400点満点)					400	
採否	いずれかに○ 採用 不採用	特記事項				

(※1)各ESCO事業者が提案する事業期間にかかわらず、全ての提案について、ESCO設備導入後15年間の利益総額を評価する。なお、ここでいう利益総額とは、「15年間のESCO事業による光熱水費削減額－ESCO設備設置費用－契約期間中のESCOサービス料の総額－定期点検費」であり、光熱水費削減額の算出基準となるベースラインは、過去3年間のエネルギー消費量及び上下水道使用量の単純平均値に、「ESCO事業提案募集要項」の「7 ESCO提案書における提示条件 7.5ベースライン及び削減保証基準額の設定 (1)ベースラインの設定」(15ページ)の表に示す単価を用いて算定した金額とし、各社同一とする。

(※2)「ESCO事業提案募集要項」の「7 ESCO提案書における提示条件 7.5ベースライン及び削減保証基準額の設定 (1)(2) 光熱水費削減額 削減保証基準額並びに最低補償基準額の設定」(15ページ)を参照のこと。

(※3)備考欄のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(※4)経営状況が3期連続赤字(但し、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が共に3期連続赤字)である場合、資金調達予定額が必要費用に達していない場合を言う。

別添3 別表